

アダム・スミス『道徳感情論』第Ⅱ部「功勞と罪責について」

山 本 陽 一 (訳)

訳者はしがき

以下は出版社と編者の承諾を得て Adam Smith (2002) *The Theory of Moral Sentiments*, Knud Haakonssen (ed.), Cambridge University Press, pp. 78-127 を翻訳したものである。

本書全体の邦訳については、米林富男訳『道徳情操論』（一九六九年、未来社）、水田洋訳『道徳感情論』（二〇〇三年、岩波書店）を参照してほしい。本稿も上の先行業績に多くを負う。

翻訳にあたり、原文にないが、訳者が本文に付加した諸点について。①各パラグラフに改行はないが、適宜これをほどこした。②引用符号「」に相当するものは原文にないが、文意を明確にするため使用した。／や——についても同様である。③「」内の語句は訳者の挿入である。

脚注について。アラビア数字は編者の、アルファベットはスミス自身の注を示す。本書のタイトルと第Ⅱ部の目次は以下のとおり。

『道徳諸感情についての理論。あるいは、人間が、まずは隣人のふるまいと人柄について、そのあとわが身のふるまいと人柄について、自然に下す判断の基底にある諸原理を分析する一論考』

第Ⅱ部 功勞と罪責について。あるいは、ねぎらいと処罰の対象について。三つのセクションから構成

セクションⅠ 功勞と罪責の感覺について

序論

第一章 命題「感謝の念を注がれるのが適切な対象であると映じるものはなんであれ、ねぎらいに値すると映る。」命題「これと同じ仕組みによって、憤りをぶつけられるのが適切な対象であると映じるものはなんであれ、処罰に値すると映る。」

第二章 感謝の念を注がれ、あるいは、憤りをぶつけられるのが適切な対象について

第三章 命題「恵みをもたらす人物のふるまいが是認されない場合、その恵みを受ける人の感謝の念にほとんど共感はやせられない。」

命題「逆に、危害を加える人物の動機が否認されない場合、その危害を被る人の憤りにはいかなる共感もよせられない。」

第四章 これまでの諸章の概要再述

第五章 功勞と罪責の感覺の分析

セクションⅡ 正義と慈恵について

第一章 これらふたつの美徳の比較

第二章 正義の感覺、悔恨の情、功勞の意識について

第三章 自然が造ったこの仕組みが役立つ目的について

セクションⅢ 行為の功勞または罪責について世人がいだく感情に、運命が及ぼす支配について

序論

第一章 運命が及ぼすこの支配の諸原因について

第二章 運命が及ぼすこの支配の程度について

第三章 感情のこうした不規則な乱れの目的因について

## 第Ⅱ部 功勞と罪責について。あるいは、ねぎらいと処罰の対象について。三つのセクションから構成

### セクションⅠ 功勞と罪責の感覺について

#### 序 論

1 世人の行為・ふるまいには、適切さ／不適切さ、節度／はしたなさ、といった資質のほか、これとは違う別の一組の資質が帰属します。そして、この別の資質は、やはり別の種類の是認感情と否認感情を差し向けられる対象です。さて、その資質とは、功勞／罪責、つまり、ねぎらいに値する資質／処罰に値する資質です。

2 すでに観察したところをまとめますと、<sup>(一)</sup>

胸裏の感情・心の動きは、およそ行為が生ずる源泉であり、また、その行為が全体として美德を表すか悪徳を表すかは、この感情・心の動きによって決まる。この感情・心の動きは、ふたつの異なる側面に照らして、言い換えれば、ふたつの異なるものに関係づけることによって考察できる。第一に、感情・心の動きを掻き立てる原因・対象に関係づけることによって、第二に、感情・心の動きが、標榜する目的、生み出そうと指向する結果に関係づけることによって、考察できる。

心の動きは、それを掻き立てる原因・対象との関係で、似つかわしい／似つかわしくない、釣り合いが取れている／不釣り合いである、という感じを帯びるように思われるが、この感じがそのどちらであるかに応じて、心の動きから引き続き生ずる行為が、適切であるか／不適切であるか、節度があるか／はしたないか、ということとは決まる。

心の動きが標榜し、生み出そうと指向する結果が、有益であるか／有害であるかに応じて、その心の動きが引き起こす行為に、功勞があるか／罪責があるか、つまり、褒賞に値する資質があるか／懲罰に値する資質があるか、ということとは決まる。

(一) 1.1.3-5-7

さて、行為が、適切である／不適切である、といったわたしたちの感覚が成立するにはどんな条件がそろわなければならないかについては、本論の先行章節で説明しました。以下におけるわたしたちの課題は、行為が、褒賞に値する／懲罰に値する、といったわたしたちの感覚が成立するにはどんな条件がそろわなければならないかということです。

### 第一章 命題「感謝の念を注がれるのが適切な対象であると映じるものはなんであれ、ねぎらいに値すると映る。」命題「これ

と同じ仕組みによって、憤りをぶつけられるのが適切な対象であると映じるものはなんであれ、処罰に値すると映る。」

1 したがって、間髪入れず真っ直ぐにわたしたちを衝き動かしてねぎらいをさせ、他人に便益を与えるように仕向ける、そんな感情が、ある行為に注がれ、この行為がそんなふうに使われる対象として適切であると映されると映じるならば、わたしたちの目に、この行為は、ねぎらいに値すると映るにちがいありません。

以下も同様な仕組みによります。間髪入れず真っ直ぐにわたしたちを衝き動かして処罰をさせ、他人に害悪を加えるように仕向ける、そんな感情が、ある行為に注がれ、この行為がそんなふうに使われる対象として適切であると映されると映じるならば、この行為は、処罰に値すると映るにちがいありません。

2 間髪入れず真っ直ぐにわたしたちを衝き動かしてねぎらいをさせる感情とは、感謝の念です。また、間髪入れず真っ直ぐにわたしたちを衝き動かして処罰をさせる感情とは、憤りです。

3 したがって、ある行為が感謝の念を注がれる対象として適切であり是認されると映じるならば、わたしたちの目に、この行為は、ねぎらいに値すると映るにちがいありません。一方、同様に、ある行為が憤りをぶつけられる対象として適切であり是認されると映じるならば、この行為は、処罰に値すると映るにちがいありません。

4 ねぎらうとは、埋め合わせて対等にする、行いに報いること、すでに受け取った便益に対して今度はこちらから便益を返すことです。処罰とは、やはり、埋め合わせて対等にする、行いに報いることですが、そのしかたは別様であつて、すでに加えられた害悪に対して今度はこちらから害悪を返すことです。

5 感謝の念と憤りのほかに、わたしたちの関心を他人の幸福や不幸に引き込む情念はいくつかあります。けれども、これほど直接にわたしたちの心を掻き立て、他人の幸福や不幸をもたらす手立てになりたいたいと思わせる感情はほかにありません。

愛情と敬意は、人と知り合い・習慣的にその人物を是認するようになるときに育まれる感情です。この感情があると、わたしたちはどうしても、こんなに心地よい情動を注がれる対象の好運を喜ばずにはいられませんし、さらにつづけて、その好運をいっそう進めるために喜んで手を貸さないではいられません。しかし、その人物の好運が、わたしたちの手助けを介さずに実現しても、わたしたちの愛情は完全に満たされず。この情念が願うのは、その人物の幸せなすがたを目にすることに尽き、その人物の順境をだれが創り出したかということには無関心なのです。

一方、感謝の念は、こんなふうにして満たされることはありません。わたしたちがひとかたならぬ恩義を受けた人物が、わたしたちの手助けを介さずに幸せになる場合、わたしたちの愛情は満足しますが、感謝の念は満たされません。わたしたちがその人物に返礼をしてしまうまでは、つまり、ほかでもないわたしたち自身がその人の幸福を推し進める手立てにならなければ、わたしたちの側が背負っている重荷、かつてその人物がしてくれた献身によってわたしたちが背負った借りは、まだ続いていると感じられるのです。

6 同様に、憎い・嫌いだという気持ちは、その人を習慣的に否認するようになるときに育まれる感情です。この感情があると、まこと苦々しい情念を掻き立てるふるまいと人柄のぬしの非運に接し、わたしたちは意地悪い喜びをよくいただきます。

しかしです。たしかに、嫌いだ・憎いという思いをいだくと、わたしたちは薄情になつて一切の共感感情を拒絶し、思わず他人の辛酸を見て悦に入ることだつてあります。けれども、その状況のなかに憤りがまったくない場合、つまり、わたしたち自身も友

人も、面と向かって大して腹立たしい扱いを受けたわけではないならば、嫌いだ・憎いという思いをいだいたからといって、わたしたちは当然に、その人の非運をもたらす手立てになりたくないと願うわけではありません。わたしたちは、その非運の発生に関与しても処罰される心配が全然ない場合ですら、できるならその非運は自分の手を介さずに起こってほしいと願うでしょう。憎しみに激しく襲われている人の耳に、おそらく、忌々しい・いとわしいと感じている相手が不慮の事故で死亡したという知らせは心地よく響くでしょう。この情念は美徳の涵養にはあまり適していませんが、しかし、そんな人の心にも、やはり僅かに一条の正義の光がさすことはあるかもしれません。そのとき、彼自身がその非運を起こした原因だったとすれば、たとえそれが故意でないとしても、彼の心を甚だしく傷つけるでしょう。いわんや、その非運の発生に意図して手を貸すなど、考えるだけで測り知れない深い傷を心に負わせるでしょう。彼は、まこと汚らわしいこの計略を想像することさえぞっとして拒絶するでしょう。もし彼が、自分はやろうと思えばそんな凶悪事件を起こせるのだと想像しようものなら、彼がわが姿を見る目は、自分の嫌う対象人物に思いをめぐらせていたときと同じになり、毛嫌いする目で自分を見始めることでしょう。

しかし、憤りの感情は別の仕組みを持っています。わたしたちに重大な権利侵害を加えた人物、たとえば、父とか兄弟を殺害した人物が、事件後まもなく熱病で死んだり、処刑台に引き立てられたりするとしましょう。その人物の死は、たとえ刑死であろうと、別の罪名によるならば、わたしたちがいだく憎しみをやわらげることはできても、憤りを心行くまで満足させることはありません。憤りは、わたしたちを衝き動かして犯人の処罰を望ませるばかりか、その処罰がわたしたちの手によって、しかも犯人がわたしたちに加えたまさしくその特定の権利侵害を理由にして行われることを望ませるのです。憤りを心行くまで満足させるには、代わって今度は加害者が悲痛な目にあうだけでは足りず、加害者がわたしたちにおこなったまさにその特定の悪事を理由として悲痛を味わうのでなければなりません。

加害者は、まさしくこの行為について悔い・謝罪するように仕向けられねばなりません。このけじめがあればこそ、ほかの人々は、同種の処罰を科されることを恐ろしいと思ひ、同種の侵害行為で有罪になるのはごめんだと怖気づくわけです。この情念を自然に満足させてやれば、処罰に込められた国政上の目標、すなわち、犯罪者の矯正と公衆への見せしめは、すべておのずから高い確率で実を結びます。

7 以上、感謝の念と憤りは、間髪入れず真つ直ぐに、ねぎらいまたは処罰するよう衝き動かす感情です。したがって、ある人物が感謝の念を注がれる対象として適切であり是認されると映じるならば、わたしたちの目に、この人物は、ねぎらいに値すると映るにちがいません。また、ある人物が憤りをぶつけられる対象として適切であり是認されると映じるならば、この人物は、処罰に値すると映るにちがいません。

### 第二章 感謝の念を注がれ、あるいは、憤りをぶつけられるのが適切な対象について

1 人物や行為が感謝の念を注がれたり、憤りをぶつけられたりする対象として適切であり是認されるというのはどういう意味なのでしょう。それは、その対象に注がれる感謝の念、あるいは、ぶつけられる憤りが、適切であり是認されると自然に思われる、ということ以外ではありえません。

2 しかし、感謝の念と憤り、また、人間の自然本性にそなわるほかの諸情念も、それが適切であり是認されると思われる時点とはいつなのでしょう。それは、公平な観察者のだれもがその心をすっかりその情念に共感させる時であり、我関せずの見物人も皆がその情念にすっかり入り込んでゆき、歩調を合わせる時点です。

3 したがって、ある人物について「感謝の念を注がれる対象として自然である」と評価する人がともかく一人以上おり、しかもその感謝の念にはすべての人間の心が、思わず拍子を合わせ、これとあいまってその感謝の念に喝采をつい贈るとき、その人物はねぎらいに値すると映ります。一方、同じようにある人物について、「憤りをぶつけられる対象として自然である」と評価する人がともかく一人以上おり、しかもその憤りを、是非をわきまえるすべての人間の胸が、迷わず汲み上げ、それに共感するとき、その人物は処罰に値すると映ります。

あることがなされたと知ってだれもがねぎらいたいと願い、したがって、それがねぎらわれたと知るとだれもが晴れ晴れする、

そんな行為は、きつとわたしたちの目には、ねぎらいに値すると映るにちがありません。また、あることがなされたと聞いてだれもが腹を立て、そのせいで処罰されたと知るとだれもが悦に入る、そんな行為は、やはりわたしたちの目にはきつと、処罰に値すると映るにちがありません。

4 I 仲間が順境にあつて味わう欲びにわたしたちは共感します。しからば、仲間の好運をもたらしたものが何であれ、その原因に向けられる彼らのまなざしには安堵・満足感が自然にこもり、その感情を味わう仲間にわたしたちは心を合わせます。わたしたちは、好運をもたらした原因に対して仲間がいただく愛慕・親愛の情に入り込んでゆき、続いてその原因を愛し始めます。好運の原因が壊されるならばわたしたちは彼らを案じて気の毒になりますし、その原因が彼らの手の届かない遠くにあつて、世話をしたり保護したりできない場合でさえも、わたしたちは彼らを気の毒に思います。もつとも、好運の原因が不在であることによつて彼らが失うものといえ、それを見る楽しみだけですけれども。

こんなふうにして同胞市民に幸福をもたらした好運の道具が人間である場合、それは上のような共感の仕組みが一段とびつたり当てはまる格別な例です。

ある人が別の人によつて支援・保護・救出されるところを目にする場合、わたしたちは恵みを受けた人の喜びに共感しますが、この喜びの共感情は、恵みを受けた人からそれを授けた人に注がれる感謝の念にわたしたちがよせる同類感情を、高ぶらせる効果しかもちません。わたしたちは、彼に喜びをもたらした原因の人物を見つめるときに、彼がその人物をきつとこんな目で見つめるにちがいないと想像してそんな目で見える場合、わたしたちの眼前に立ち現れる恩人のすがたは、万人を魅了し・こよなくいつくしまれるものに思われます。ですから、わたしたちは、彼がまことたくさん恩義を受けた相手を前にしていただく感謝の気持ちに、迷わず共感するのですし、さらに続いて、施された善行の埋め合わせとして彼が思わす行う返礼行為に喝采を贈るのです。わたしたちは、その返礼行為を生み出す心の動きのなかに、すっかり入り込んでゆきますから、どうしてもその返礼行為は、あらゆる点でその対象人物に適切でありふさわしいと思われるのです。



5 II 前節と同じ仕組みが以下でもみられます。同類被害者が辛酸を味わうのを目にするとわたしはいつだってその悲しみに共感します。しからば、同様にしてわたしたちは、彼の辛酸を引き起こした原因が何であれ、それに対して彼がいだく忌々しい・嫌いだという感情に入り込んでいきます。わたしたちの心は、彼の悲痛をくみ上げてそれに拍子を合わせます。しからば、同様にしてわたしたちの心は、彼が懸命に辛酸の原因を追い払ったり壊そうとしたりする気骨に同調して高ぶります。

同類被害者が苦境にあえいでいるとき、わたしたちがその人に付き添うのは、ぐずぐずして消極的なあの同類感情「*sympathy*」に従うからであり、一方、彼が懸命に苦難を追い払ったり、苦難の原因に対する嫌悪の情を満足させたりするとき、わたしたちがその人に歩調を合わせるのは、もつと精気に満ち積極的な感情に従うからなのですが、前者の消極的な感情は、後者の積極的な感情に迷わず席を譲ります。

苦難を引き起こした原因が人間である場合、それは上のような共感の仕組みが一段とびつたり当てはまる格別な例です。

ある人がもうひとりの人に虐待されたり、権利を侵害されたりするところを目にする場合、わたしたちは被害者の辛酸に共感しますが、この共感感情は、被害者から加害者につけられる憤りにわたしたちがよせる同類感情を、高ぶらせる効果しかもたないように思われます。わたしたちは、被害者がその敵対者に反撃するのを見てうれしく思い、被害者が防戦に奮闘するときにはいつでも助ける熱意と心構えをもちます。被害者が仕置きする場合でも、それがしかるべき限度にとどまるかぎり、わたしたちは被害者を手助けしたいと思えます。もし、被害者がその戦いで命を落とすような場合には、被害者の友人・親族が現にいただいている実際の憤りに共感します。

しかし、それだけではなく、わたしたちは、空想の世界で亡き被害者に架空の憤りを添加し、その憤りにも共感します。もとより、被害者は、憤りやその他の人間らしい感情をもちやいだくことはできません。しかし、わたしたちは被害者の状況にわが身を置き、いわば、被害者の亡骸に入っていく、変形し切り刻まれた亡骸に、わたしたちの想像のなかで英気を与え・よみがえらせることが、ある程度はできるのです。そうである以上、こんなふうにして被害者の状況をわが胸の奥に親しく思い描くときわたしたちに感じられる情動とは、上の場面でも他の多くの場面でも、主たる当事者にはそもそも感じられないけれども、わたしたちが架空の共感を被害者によせることで感じるものなのです。

わたしたちの空想のなかで被害者は甚大で取り返しのない損害を被った姿に映りますが、これに共感して落涙することは、わたしたちが被害者に対して負う義務のうち、ほんの小さな部分に過ぎないと思われず。被害者をさいなむ権利侵害こそ、わたしたちからもつぱら注目される事情でなければならぬとわたしたちは思います。

わたしたちがいだく憤りは、被害者が感じなければならぬとわたしたちが想像する感情であり、もしも冷たくなって鼓動の消えた被害者の体に地上の出来事の意味が残っているとすれば被害者が感じるだろうと思われる憤りです。被害者の血は、仕置きを声高に要求するとわたしたちは思います。ほかでもない死者その人の灰は、自分の受けた権利侵害は仕返しされずに忘却される定めであると考えて悶々としているように思われます。殺人者の枕元には怨念がつきまとうものだと考えられたり、また、民間伝承の想像ですが、墓穴から亡霊が立ち昇り、早すぎる死をもたらした犯人に仕置きを要求すると考えられたりするのはずべて、わたしたちが死者の架空の憤りにこの自然な共感をよせるところから生まれてくるのです。

自然は、処罰が役立つ目的をあれこれと人間に算段させるよりも先に、まずは、神聖で必ず断行される互酬応報の法をすぐさま本能的に是認する感情を、きわめて強力な・深く沁みとおって色褪せない文字で人間の胸にこんなふうにはっきりと刻印しておいたのです。

**第三章 命題「恵みをもたらす人物のふるまいが是認されない場合、その恵みを受ける人の感謝の念にほとんど共感はやせられない。」**  
**命題「逆に、危害を加える人物の動機が否認されない場合、その危害を被る人の憤りにはいかなる共感もよせられない。」**

1 しかし以下の事実が認められなければなりません。

動作を起こす人の行為や意図が、その相手方、その動作を受ける身と言つてよいかもしれませんが、その相手に対し、どんなに大きな恵み、あるいは、どんなに深刻な危害をもたらしたとしても、恵みをもたらしたその行為者の動機に適切さはなかった、とわたしたちの目に映り、わたしたちがそのふるまいを支配した心の動きに入り込んでゆけないならば、恵みを受ける人物がいだく感謝の念にわたしたちはほとんど共感しません。

一方、危害をもたらしたその行為者の動機に不適切さはなかった、とわたしたちの目に映り、むしろ逆に、そのふるまいを支配した心の動きは、どうしてもわたしたちが入り込んでいかざるをえないものであるならば、被害にさいなまれる人物の憤りにわたしたちはいかなる共感もよせることができません。

前者の裨益行為に注がれるどんな感謝の念もほとんど適正だとは思われず、後者の加害行為にぶつけられるどんな憤りもすべて不正であると思われず。前者の裨益行為を見ても、ほとんどねざらいに値しないと思われ、後者の加害行為を見ても、まったく処罰に値しないと思われず。

2 I わたしが第一に呈示する命題は、「わたしたちが行為者の心の動きに共感できない、つまり、そのふるまいを支配した動機に適切さが欠けていると思われる場合、わたしたちはいつだって、そんな行為から恵みを受けた人物の感謝の念に入り込んでゆく気にはなれない」というものです。

きわめて些細な動機からきわめて大きな恵みをもたらす行為、たとえば、姓名がたまたま同じであるという理由だけで一財産を贈与する行為は、高潔無私の美徳を愚かしく垂れ流しているのであって、そんな行為にはほんの僅かな返礼をするだけで適正だと思われず。そんな裨益行為は、それと釣り合いのとれた代償を請求しているとは思われません。わたしたちはその行為者の愚行を軽蔑するので、その気持ちに邪魔され、善行をほどこされた人の感謝の念に諸手を挙げて入りこんでゆけないのです。彼の恩人は、感謝に値しないと思われず。わたしたちは、恩義を背負った人の境遇にわが身を置くと、自分だったらそんな恩人には大して畏敬の念をいだくことはできないだろうと感じます。そういうわけで、わたしたちは「もっと尊敬されるべき人柄にこそ与えられるのがふさわしい」と考えられる従順な畏敬・敬意は、おおかた注がなくてよろしい」という免除を、恵みを受けた人に苦もな言いい渡します。恵みを受けた人がその浅薄な友達をいつも親切と情け深さをもって遇していれば、わたしたちはためらわず、「もっと頼りがいのある後援者に対してこそ要求される気遣いと配慮は、おおかた注がなくてよろしい」と彼に許可してやります。

君主のなかには、寵臣たちに山のような富・権力・名誉をあらんかぎりばら撒いた者もいますけれども、そんな君主が掻き立て・親身によせられる愛着は、もつとつつましい寵愛しか示さない君主がしばしば味わう愛着の深さに及んだためしはほとんどありま

せん。ブリテンのジェイムズ一世の浪費は、悪気はないもの見境なく行われましたが、その浪費によって彼の身に親しく愛着の情をよせた者は一人もいなかったように思われます。この君主は社交的で害意とは無縁の性分でしたが、にもかかわらず、一人の友人もない生涯を生きたように見えます。一方、その息子は父親よりも質実で鋭い眼力を備えていました。彼のふだんの立ち居振る舞いには、よそよそしく人を寄せつけない厳しさがありましたが、それにもかかわらず、イングランドの地主と貴族はこぞってこの君主の掲げる大義のために自らの命と財貨を危険にさらしました。<sup>(2)</sup>

3 II わたしが第二に呈示する命題は、「行為者のふるまいは、わたしたちがすっかり入り込んでゆき承認する動機・心の動きによって隅々まで指揮されていた、と映るならば、わたしたちはいつだって、そのふるまいから被害を受けた人の憤りには一切共感することができない。このことは、被害者に加えられた危害がどんなに甚大であったとしても変わらない。」というものです。

二人がけんかをするときに、わたしたちが、その一方に味方してその憤りを丸ごと汲み上げるならば、もう一方の憤りに入り込んでゆくのは無理なことです。わたしたちが共感をよせている人物とは、その動機にわたしたちが歩調を合わせている人であり、したがって、わたしたちがその言い分を正しいとみなしている人です。こうした共感感情をもつと、わたしたちは、他方の言い分を間違っているとみなさずにはいられないので、他方の側に対して薄情になり、同類感情を一切拒否せずにはいられません。したがって、この後者の当事者がどんな危害を被ったにしても、その被害の程度が、自分だったらその人に味わってほしいと願っただろうと推測される苦しみを超えないかぎり、また、胸に湧き怒りの共感感情に衝き動かされて自分だったらその人に加える気になつただろうと推測される痛みを超えないかぎり、わたしたちは彼の被害を見ても不愉快になつたり、腹を立てたりすることはありません。

人でなしの殺人犯が処刑台に引き立てられるとき、わたしたちはその不幸にとまかくながしかのいたわりを持ちますが、犯人が訴追者や裁判官に悪態をつくほど無定見ならば、わたしたちは犯人の憤りにいかなる同類感情もよせることはできません。たしかに、訴追者や裁判官がこんな悪質な犯罪者につづける正当な憤りは、疑いもなく犯人にとってきわめて致命的・破滅的な結果を自然に指向します。しかし、胸裏に事情を親しく思い描くと汲み上げずにはいられないと感じられる感情にそんな指向性があつて

も、わたしたちはそれを不愉快に思うことはけつしてありません。

#### 第四章 これまでの諸章の概要再述

1 I 以上のとおり、ある人から別の人に注がれる感謝の念に、わたしたちがすっかり心の底から共感する条件は、「感謝されている相手が好運をもたらした原因である」というだけでは足りず、さらに、「好運をもたらした相手の動機にわたしたちがすっかり歩調を合わせる」ということがなければなりません。わたしたちの心は、行為者の主義を採択し、そのふるまいを支配した一切の心の動きに歩調を合わせた後に、初めて、彼のふるまいによって恵みを受けた人の感謝の念にすっかり共感し、拍子を合わせる事ができるのです。もしも恩人のふるまいにはまったく適切さがなかったと映るならば、彼のふるまいがどんなに大きな恵みを生み出そうとも、彼のふるまいは、なんら釣り合いのとれた見返りを請求していない、あるいは、是非にも要求するというわけではないと思われまます。

2 しかし、その行為には恵み深い傾向があるのみならず、その行為を生んだ心の動きが適切であるとき、わたしたちは行為者の動機にすっかり共感し、それに歩調を合わせます。このとき、わたしたちは、ほかでもない行為者その人に愛する理由を認めて彼に愛情をいだき、この愛情は、彼の善行のおかげで順境にある人々の感謝の念にわたしたちがよせる同類感情を、高鳴らせ・生きとさせます。

つぎに、行為者のおこないを見ると、これと釣り合うような見返りを請求している、妙な言い方ですが、それを声高に要求していると思われまます。つづいて、わたしたちは、見返りを厭じるよう衝き動かす感謝の念にすっかり入り込んでいきます。つぎに、

(2) イングランドのジェイムズ一世 (James I, 1603) はスコットランド王を兼務し、彼の地ではジェイムズ六世であった。その後継が息子のチャールズ一世 (1601-61) であり、彼と庶民院との抗争は内戦に発展した。



この場合にもやはり、わたしたちは、その行為を生んだ心の動きを是認し、これに歩調を合わせるとき、どうしてもその行為を是認せずにはいられませんし、さらに、その行為の的にされている人物を見て、そうされることが適切であり、似つかわしい対象であるとみなさずにはいられません。

### 第五章 功労と罪責の感覚の分析

1 I 以上のとおりですから、ふるまいの適切さについてわたしたちがもつ感覚は、動作を起こす人物の心の動き・動機によせられる共感から湧き上がってきます。わたしはこれを直接的共感と呼びたいと思います。しからば、ふるまいの功労についてわたしたちがもつ感覚は、妙な言い方ですが、その動作を受ける身にやどる感謝の念に共感することから湧き上がってきます。わたしはこれを間接的共感と呼びたいと思います。

2 わたしたちは、まず恩人の動機を是認し、その後ようやく初めて、彼から恵みを受けた人がいだけ感謝の念に諸手を挙げて入り込んでゆくことができます。しからば、功労の感覚は、複合的な感覚であって、ふたつの異なる情動から構成されていると思われれます。それは、行為者の諸感情によせられる直接的共感、および、彼の行為から恵みを受け取る人がいだけ感謝の念によせられる間接的共感です。

3 上の二つの異なる情動は、個々の人柄や行為に対してわたしたちがもつ「褒賞に値する」という感覚のなかで、結合してひとつになっていますが、そのふたつを識別することは、多くの様々な場面で簡単にできません。

歴史書を繙き、適切で恵み深い偉大な心のなせる行動について読むとき、わたしたちはどんなに没頭してそんな行動の計画に入り込んでいくでしょうか。そんな行動を指揮する旺盛な高潔無私に、わたしたちはどんなに心躍らせるでしょうか。彼らが成功してほしいとわたしたちはどんなにひたむきに望むでしょうか。彼らの挫折をみてわたしたちはどんなに心を痛めるでしょうか。わ

たしたちは想像のなかで、脳裏に映し出される行動のぬし・その本人になりきります。つまり、わたしたちは空想の世界で、歴史のかなたに忘却された冒険の現場にわが身を移転させ、スキピオ、カミッルス、ティモレオン、アリストイデスのような人物の役割を演じる自分の姿を想像するのです。

このところまでわたしたちの感情の根底にあるのは、動作を起こす人物によせる直接的共感です。しかしさらに、そんな行為から恵みを受ける人たちによせる間接的共感もまた、直接的共感に劣らず、手ごたえの確かなものとして感じられます。わたしたちは、恵みを受けた人たちの境遇にわが身を置くときはいつでも、まこと精魂込めて献身してくれた人に彼らが注ぐ感謝の念に、どんなに温かく愛情こまやかな同類感情をもつて入り込んでゆくことでしょうか。

わたしたちは、恵みを受けた人たちの列に伍して、彼らの恩人を、いうなれば、抱擁します。わたしたちの胸は迷わず、感極まつた彼らの感謝の気持ちに共感します。彼らが恩人にどれほど名誉を捧げ、どんなに返礼の品を献呈しても、それが多すぎることはありません。彼らに喝采を贈り、歩調を合わせます。しかし、彼らのふるまいから察して自らの背負った恩義をほとんど感じていない様子であるならば、わたしたちは計り知れない衝撃を受けます。

要するに、献身裨益の行為には功労がある・褒賞に値するという感覚、そういう行為に返礼をして埋め合わせ、今度はその行為を遂行した人物に喜びをかみしめてもらうのは適切でふさわしいという感覚、こうしたわたしたちの感覚はことごとく、感謝と愛の共感感情から湧き上がってきます。わたしたちは、この共感感情をいだいて、主たる当事者の事情をわが胸に親しく思い描くとき、そんな適切・高貴な恵み深い行動をとれた人物のもとへと我を忘れて自然に引き寄せられていくように感じます。

4 II 前節と同じ仕組みが以下でもみられます。ふるまいの不適切さについてわたしたちがもつ感覚は、行為者の心の動き・動機に対して共感しないこと、あるいは、それに対して直接的反感をもつことから湧き上がってきます。しからば、そのふるまいに罪責があるというわたしたちの感覚は、ここでもわたしが用いる呼称を使えば、被害者の憤りによせる間接的共感から湧き上がります。



5 わたしたちは、自分の心がまず行為者の動機を否認し、その動機に対する一切の同類感情を拒絶し、その後ようやく初めて、被害者の憤りに入り込んでゆくことができます。しからは、罪責の感覚は、功労の感覚と同様、複合的な感覚であって、ふたつの異なる情動から構成されていると思われます。それは、行為者の諸感情に向けられる直接的反感、および、被害者の憤りによせられる間接的共感です。

6 上の二つの異なる情動は、個々の人柄や行為に対してわたしたちがもつ「懲罰に値する」という感覚のなかで、結合してひとつになっていますが、そのふたつを識別することは、多くの様々な場面で簡単にでき、この点で褒賞に値するという感覚の場合と同様です。

歴史書を繙き、ボルジアやネロの<sup>(4)</sup>ような人物の裏切りと残虐について読むとき、わたしたちの心は彼らのふるまいを支配した厭わしい感情にいきり立ち、そんな汚らわしい動機にぞっとして身の毛がよだち、一切の同類感情を拒絶します。

このところまでわたしたちの感情の根底にあるのは、行為者の心の動きに向けられる直接的反感です。しかしさらに、被害

(3) これらの四人すべては、その業績にもかかわらず公衆の不評に苦しんだ。Publius Cornelius Scipio Africanus (236-183 BC) は、第二次ポエニ戦争でハンニバルを負かし、スペインを征服してローマを利したが、監察官カトーは、彼とその兄弟を公職に相応しくないと批判したため、スキピオは離職した。Marcus Furius Camillus は紀元前四世紀初頭のローマの將軍にして政治家であり、戦利品を手元に置いたという理由で追放されたが、ガリア人がローマを占領したとき呼び戻され、ガリア人を打ち負かした(紀元前三九〇年頃)。Fulvius Flaccus は共謀して自分の兄弟を陥れ、コリントスの町を専制から救出するのを手助けした(紀元前三六五年頃)。しかしそれにもかかわらず、兄弟を死なせたために悪評であった。それが消えるのは、コリントス人が彼をシチリアに派遣して植民都市のシラクサを専制君主 Dionysius II から解放した二十年後のことである。Aristides (紀元前四六八年頃死去) は「正義の人」の異名を持つアテネの政治家であり、また、マラトンでペルシャ軍と戦った(紀元前四九〇年)司令官の一人であったが、テミстокレスに反対したために紀元前四八二年から四八〇年のあいだ陶片追放を受けた。しかし、彼は呼び戻され、サラミスとプラテアでペルシャ軍を打ち負かし、指導的役割を演じた。

(4) Cesare Borgia (1476-1507) はイタリアの君主で、マキャベリを『君主論』の執筆に駆り立てた原因として理解されることが多い。Nero (37-68) は在位五四一六八年のローマ皇帝。

者の憤りによせられる間接的共感は、直接的反感よりも一段と手ごたえのある確かなものとして感じられます。わたしたちは、人間を苦しめるあんな害獣から侮辱・謀殺・裏切りにあつた人たちの境遇を親しく胸に思い描くとき、現世であんなにいばりちらす人でなしの虐待者に、ありとあらゆる怒りを感じるのでないでしょうか。

わたしたちは無辜の被害者が避けることのできなかった辛酸に共感をよめますが、この共感には、被害者の正当で自然な憤りによせる同類感情ほどには痛切でなく、また、生き生きとしていません。前者の共感感情は、後者の同類感情を高揚させるだけであつて、被害者の辛酸を思い浮かべることが、それを引き起こした者に対するわたしたちの敵愾心を燃え立たせ・炸裂させる効果しかもちません。被害者のあえぎ苦しみを思うと、わたしたちは、ますます本気になつて被害者に味方して虐待者に立ち向かい、ますます熱意を込めて被害者が立てる仕置きの計略にすつかり入り込んでゆき、そして、想像のなかでわたしたち自身の手が鉄槌を振り上げ、社会の法を踏みについたあんな者たちにふさわしい罰を、つまり、怒りの共感感情が「彼らの犯罪行為に科すのが適正である」と告げる罰を加えようと絶えず感じます。

わたしたちは、そんな陰惨なふるまいをみてぞつとし・おぞましいと感じ、そんなふるまいが適切に処罰されたことを耳にして清々する一方、そのふるまいがこの適正な返報をまぬかれるときには怒りを感じます。要するに、加害行為は懲罰に値するという感覚、そんな行為につき有罪である人物に害悪を加え、今度は加害者に悲痛を味わわせるのは適切でふさわしいという感覚、こうしたわたしたちの感覚・気持ちはことごとく、怒りの共感感情から湧き上がってきます。そして、この怒りは、観察者が余すところなく被害者の事情を親しく思い描くときにはいつだって、観察者の胸に自然と煮えたる怒りです。<sup>(a)</sup>

(a) 7 わたしたちが人間の行為についても「懲罰に値する」という自然な感覚を、こんなふうには被害者の憤りに対する共感に帰着させて説明することは、大方の人にとって、懲罰に値するというあの感情を眨めるやり方だと思われるかもしれません。ふつう憤りはまことに毛嫌いされる情念とみなされていきますから、人々はややもすると、「悪徳は懲罰に値する」という感覚のように、まことに賛美すべき原理の根底におよそ憤りがあるなどということはありえないと考えがちでしょう。

それに比べ、わたしたちが善良な行為について「功労がある」という感覚の根底には、その行為から恵みを受けた人の感謝の念に対する共感があつる——この点については、おそらく人々はためらわず認めるでしょう。なぜなら、感謝の念は、他人の幸福を望むほかのすべての情念と同様に、いつ

くしまれる原理とみなされており、その原理の上に何が築かれようとも、その価値が失われることはありえないからです。

しかしながら、感謝の念と憤りは、まぎれもなく、あらゆる点で相互の間に対称性をもっています。功勞があるというわたしたちの感覚が、感謝の念によせる共感感情から湧き上がるとすれば、罪責があるという感覚は、ほとんど必ず被害者の憤りによせる同類感情から生じてきます。

8 以下の事実にも留意してほしいと思います。憤りは、わたしたちがあまりにもよく見かける激しい程度のものであると、すべての情念のうちでもっとも毛嫌いされますけれども、観察者がいなく憤りの共感感情の水準にまで適切に憤み深く・すっかり低く抑えられるならば、否認されるということはありません。わたしたちが見物人として居合わせ、わたしたちの胸の敵愾心が、被害者のそれにすっかり共振共鳴すると感じられるとき、それはつまり、被害者の憤りがいかなる点でもわたしたちの胸の憤りを上回らないときであり、また、被害者がうかつに、わたしたちが拍子を合わせられないほど激しい情動を言葉やしくさで吐露していないときであり、また、被害者が加えようとする罰が、その執行を見たわたしたちが清々する程度を越さず、あるいは、わたしたち自身こんな目に遭えば自ら執行の手立てになりたいと願いさえする程度を越さないときですが、そんなときに、わたしたちが被害者の感情をまったく是認しないなどということはありえません。こんな場合、わたしたちの胸の情動は、被害者の情動を嫌疑の余地なく正当化してやらねばならないと、わたしたちの目には映ります。

ところで、大方の世人にとってこんなふうには憤りを抑えることがどんなにむずかしいか、また、粗暴で手に負えない憤りの衝動をこの適度な気分まで低く抑えるのにどれほど多くの努力が重ねられなければならないか、それをわたしたちは、経験から教わっていますから、みずからの自然本性にそなわる一歩度し難い情念のひとつに対し、まことしつかりした克己自制を揮うことができる姿には、ひとかたならぬ敬意と賞賛を禁じえません。たしかに被害者の敵愾心は、ほとんどいつもこのことながら、わたしたちが歩調を合わせられる程度を越えてゆきます。そのとき、わたしたちは被害者の敵愾心に入り込んでゆけませんから、どうしてもそれを否認するわけです。また、想像力から発生する情念のうち「F. 1. の参照」、敵愾心以外のほとんどの情念につき、その過剰な程度が敵愾心と同等ならば、わたしたちは敵愾心のほうにずっと強い否認感情をぶつけます。さらに、このあまりにも激しい憤りは、わたしたちをそれに同調させるところか、むしろ、それ自身がわたしたちの憤り・怒りの対象になります。わたしたちが入り込んでゆく先は、この不当な情動をぶつけられ、それにさいなまれる危機に瀕した対象人物の反発する憤りです。ですから、復讐心、つまり、激越な憤りは、すべての情念のうちでもっともいとわしく映り、また、だれしもぞつとして怒りをぶつける対象なのです。要するに、この情念がふだん世人のあいだに見せる姿は、穏やかであるよりも激越であることのほうが圧倒的に多いので、わたしたちはややもすると、憤りが一番日常的に見せる姿のせいで、それをまるつきり毛嫌いし・いとわしいと考えるくらい強いのです。

しかし、人間がいま陥っている退廃した状況にあっても、自然は、わたしたちをそんなにぞんざいにあしらっているとは思われません。自然の授けた原理が、まるつきり邪悪なところばかりの、つまり、その程度や向けられる先がどうであろうとまったく賛辞や是認の適切な対象たりえないものだとは思われたいのです。この情念は、一般的には強すぎますが、同様に弱すぎる場合もあるという事実に気づくことがあります。わたしたちは、ある特定

の個人を見て、「あまりにも意気地がない」、「自分の権利が侵害されたのに、その感覚があまりにも鈍い」といつて苦情を述べる場合があります。わたしは、この情念が激越である人を憎いとすかさず思いますが、同様に、それが欠如している人を見下します。

9 いままで天分豊かな作家たちが神の逆鱗・憤怒についてこれほど頻繁に、また力強く語ってきたのは、きっと彼らが、そうした情念について、程度の差を無視して全面的に悪辣・邪悪だとは考えなかったからでしょう。いわんや、人間のようにまこと貧弱で不完全な被造物にあって、彼らがこの情念を全面的に邪悪であると考えていたはずはありません。

10 以下の点にも留意してほしいと思います。今ここで探求している課題は、権利の問題ではなく、事実の問題であるといつてよいかもしれません。わたしたちがいま検証している問題は、完全な存在ならばどのような原理に基づいて非行の処罰を是認するだろうか、ということではなく、人間のように貧弱で不完全な被造物はどのような原理に基づいて現実・事実として非行の処罰を是認しているか、ということですよ。

わたしがいましがた言及した諸原理は、人間の諸感情にとっても大きな効果を及ぼしており、それは証明するまでもない事実ですから、そうあるべきであるという命令が賢明にも「自然によつて」下されていたと思われまます。

悪意が相応の理由もなく・腹立たしい扱いを受けたわけでもないのに抱かれるなら、そんな悪意を適切な処罰によつて是非とも取り締まらなければ、社会は存在そのものを危うくします。ここから、そういう処罰は適切で替美すべき行為とみなされなければならないということが帰結します。ですから、人間は自然本性からして社会の繁栄と保全を願う気持ちを授かっている、というのはそのとおりです。けれども、自然の創造主は、「しかるべき罰を適用することがこの目的を達成する適切な手段である」という発見をする任務を、人間の理性には託しませんでした。自然の創造主が人間に授けたのは、その目的を達成する最適の手段である罰の適用そのものに注がれる・即座で本能的な認感情でした。

この計らひにみられる自然の生計システムは、ほかの多くの場合にみられるのと寸分たがわぬ態様をしています【MTC参照】。自然の目的のなかには格別重要なものがあり、それゆえ、妙な表現かもしれませんが、自然がお気に召す目的とみなされてよいのですが、そんな目的に関してはことごとく、自然は絶えず先述のやりかたに従います。すなわち、自然は、自らが掲げる目的に向かって進んでいく欲望を人間に授けただけでなく、同時に、それさえあればこの目的を実現できる手段に向かって進んでいく欲望を授け、人間は、ほかでもない手段そのものへの関心から、手段が目的を生み出す傾向いかに問うことなく、手段を求めるのです。

たとえば、自己保存と種族の繁殖は、自然がすべての動物を造り出したときに掲げたと思われる重大な目的です。人類はこれらの目的を求める欲望、またそれに反することをしたくないという欲望を授かっています。生きることへの愛、死後の解体消滅への戦慄、種族の存続と永続に対する欲望、種族の全滅を思い浮かべることへの嫌悪の情を授かっています。しかしです。こんなふうにならわしたちは、そんな目的をとて強く望む気持ちを授かっています。

ますけれども、その目的を実現する適切な手段を発見する任務は、のろく不確かな決断力しかないわたしたちの理性には託されませんでした。

自然が人間を指揮してこうした手段の大半に向かって進ませる方法は、生来備わる・すぐさま動く本能でした。飢え、渇き、両性を結合する情念、快樂の愛好、苦痛への戦慄、こうした情念は、わたしたちを衝き動かして、そんな手段を手段そのものへの関心から使用するよう仕向けます。もとより、自然を指揮する偉大な主は、そんな手段によって恵み深い目的を生み出そうと意図したのですが、わたしたちは、その目的を生み出す傾向がその手段にどれくらいあるか、全然考えもしないで手段を用います。

11 この脚注を締めくくるまえに、適切さを是認する感情と、功勞ない恵み深さを是認する感情の違いについて注意しておかなければなりません。

およそ人の感情をその対象との関係で、適切かつ似つかわしいと是認するには、わたしたちは、その人物と同じふうに関心を動かされなければなりません。それが、そればかりでなく、彼とわたしたち自身のあいだで感情がこんなふうに関心・共振共鳴している事実を認識しなくてはなりません。たとえば、わたしが、友人にふりかかった非難について伝え聞くとき、彼に重くのしかかる心配ときっかり同じだけ心配しなければなりません。しかし、彼がどんなふうになるまわっているかということ知らされ、彼の情動とわたしの情動のあいだに調和があるという事実を認識して初めて、わたしは彼の態度を支配する感情を是認する、とやうことができるのです。

したがって、適切さを是認する感情が成り立つ要件は、「わたしたちは、行為する人物にすっかり共感しなければならぬ」ということだけでなく、「わたしたちは、彼の感情とわたしたち自身の感情のあいだにこの完全な協和があるという事実を認識しなければならぬ」ということです。

これとは対照的に、他人が授かった恵みについてわたしが伝え聞くとき、それを受け取った人がどんなふうに関心を動かされるかは本人の随意にさせるとして、わたしが彼の事情をしみじみ親しく思い描いてわが胸に感謝の念が湧き上がってくるならば、どうしてもわたしは、彼の恩人のふるまいを是認し、そこに功勞があり、ねぎらいの適切な対象であるとみなします。証明するまでもありませんが、その恵みを受けた人が感謝の念をいだくか、それともいなかぬか、そのことは、恵みを与えた人の功勞についてわたしがいづく感情をいささかも変えることができません。

したがって、この場合、感情の共振共鳴は、現実には無くてもかまいません。「もし彼に感謝の気持ちがあれば、彼らの感情は共振共鳴するだろう」と仮定するだけで十分なのです。功勞があるというわたしたちの感覚の根底には、そんな架空の共感の「形態」があることが多いのです。わたしたちは、他人の事情を親しく胸に思い描くとき、主たる当事者にはそもそも不可能な心で心を動かされることがよくありますが、それは架空の共感が作用しているからです。

わたしたちが罪責によせる否認感情と、不適切さによせる否認感情のあいだにも、似たような違いがあります。

## セクシヨンⅡ 正義と慈恵について

第一章 これらふたつの美德の比較<sup>(5)</sup>

1 適切な動機から行為がなされ、その行為に恵み深い傾向があるならば、その行為は、無条件にそれだけで、ねぎらいを要求するように思われます。なぜなら、そんな行為は、無条件にそれだけで、感謝の念を注がれることが是認される対象だからであり、言い換えれば、観察者の胸に感謝の共感感情を掻き立てるからです。

2 不適切な動機から行為がなされ、その行為に危害をもたらす傾向があるならば、その行為は、無条件にそれだけで、処罰に値するように思われます。なぜなら、そんな行為は、無条件にそれだけで、憤りをぶつけられることが是認される対象だからであり、言い換えれば、観察者の胸に憤りの共感感情を掻き立てるからです。

3 慈恵はいつでも自由に実践され、力づくで強要されることはできませんし、単に慈恵を欠くというだけで処罰の憂き目に遭うことはありません。なぜなら、単に慈恵を欠くというだけではなんら現実の積極的な害悪を与えないからです。たしかに、慈恵が実践されないせいで、当然期待してかまわない便益の当てが外れて落胆する人が出てくるかもしれませんが、そのことを理由として、正当にも嫌いだという気持ち・否認感情を掻き立てられてもおかしくはありません。しかし、慈恵が実践されないからといって、世人が歩調を合わせるような憤りが、にわか呼び覚まされることはよもやありません。

恩人に返礼をしようと思えばできるのに、また、その恩人が手助けを必要としているのに、返礼をしない人は、きわめてあくどい恩知らずな行いをしたことについて、たしかに有罪です。公平な観察者ならだれしも、この人の動機の身勝手さに一切の同類感情を拒絶する心持ちであつて、彼はこの上ない否認感情を差し向けられるのが適切な対象です。しかし、彼はまだ積極的な傷害をだれにも加えていません。彼はただ、適切さという点からすれば当然すべきであつた善行をしていないだけです。彼に差し向けられるのは、憎しみであつて、それは、感情と行動が不適切であるという理由から自然に掻き立てられる情念です。しかし、彼は、

憤りをぶつけられる対象ではありません。この情念は、ともかくだれか特定個人の身柄に現実の積極的な傷害を加える傾向がある行為によらなければ、けつして適切に呼び覚まされることはありません。ですから、彼に感謝の念が欠けているということは、処罰される理由にはなりえないのです。

この人物が感謝という点からみて実行しなければならぬこと、言い換えれば、彼がどんな公平な観察者からも是認されたければ実行しておくことを、力づくで彼に有無を言わせず実行させるとしましょう。もしこんなことができるとしても、それは、彼が返礼を怠るよりもずっと不適切なことでしょう。彼の恩人が暴力によって彼を締めつけて感謝を無理強いしようと図れば、恩人は自分自身の顔に泥を塗ることになり、また、第三者が両当事者のいずれの上司でもないのに干渉するならば、それはでしゃばりというものです。

しかし、慈悲にかかわるすべての義務のなかでも、感謝の念がわたしたちに勧告する義務は、いわゆる完全で瑕疵のない債務〔「(5) 参照」〕にきわめて近いものです。他方、友情・高潔無私・慈愛がわたしたちを衝き動かして実行させようとする義務のなかに、あまねく万人からは認されるものはありますけれども、それらは、感謝の義務よりも、一段と自由に任され、力づくで強要することはできません。わたしたちは、感謝の不払いを話題にしますが、慈愛や高潔無私の不払いを話題にすることはありません。また、友情にしても、単なる敬意にとどまり、善事を計らってもらった感謝の念で高揚し・感謝と渾然一体になっていなければ、友情の不払いということさえ話題にはなりません。<sup>(6)</sup>

4 わたしたちが生まれながら憤りを授かっている目的は、防衛である、いやもつばら防衛だけであると思われず。憤りは、正義を守る番人であり、落ち度のない身の上を保つ護符です。

憤りは、わたしたちをねらって着手された加害行為を撃退したり、すでに加えられた危害に返報したりするようにわたしたちを

(5) 類似の区分が裁判上の言葉づかいでなされている箇所として、VII.ii.1.9-10, L(A).ii.14-15, (B).7を見よ。

(6) III.6.9 および VII.ii.1.19と比較参照の「A」。

衝き動かします。その結果として、加害者は、自分の不正義について後悔させられ、ほかの人々は、同種の罰を科されることを恐ろしいと思い、同種の侵害行為で有罪になるのはごめんだと怖気づくわけです。したがって、憤りは、以上の諸目的のためだけに胸にしまっておかなければならず、それ以外の目的のために発揮されても、観察者が歩調を合わせることはけつしてありません。もとより、恵み深い諸種の美德が相手に欠けているせいで、わたしたちは、当然期待してかまわなかった便益の当てが外れて落胆するかもしれません。しかし、そんな美德が欠けているというだけでは、わが身を守らねばならない危険な害を加えられたとか、そうした加害行為への着手があつたとはいえません。

5 しかしながら、また別の美德があり、これについては遵守するか否かの選択がわたしたち自身の意思の自由に任ざれてはならず、力づくで強要されることがゆるされ、この美德を踏みじれば憤りに身をさらし、続いて処罰に身をさらします。

この美德とは正義であり、それを踏みじれることは権利侵害です。権利侵害は、自然に否認感情を差し向けられる動機から、ともかくだれか特定個人に加えられた・現実の積極的な傷害です。それゆえ、権利侵害は、憤りをぶつけられる適切な対象ですし、また、憤りから自然に帰結する罰を科される適切な対象です。

世人は、不正な加害への仕置きに暴力が用いられても、これに歩調を合わせ、是認します。しからば、仕置きの場合にもまして、権利侵害を予防・撃退するために、また、襲撃者による隣人への傷害行為を制止するために暴力が用いられても、これに世人は歩調を合わせ、是認します。不正義をたくらむ人は、自分でもこの点を承知しており、「まさしく権利を侵害してやろうと思う相手とほかの人々が、犯罪の実行を實力で阻止し、また、犯罪が実行に移されたとき処罰のために實力を行使することは、きわめて適切なこととして許される」と感じています。

ところで、このことが根底にあるからこそ、正義とそれ以外のすべての社会的美德のあいだに顕著な違いが生じるのであり、この違いは、とても偉大で独創的な著者<sup>(8)</sup>によって最近とくに力説されました。すなわち、わたしたちは、正義に従って行動しなければならぬ厳格な責務を負っており、それに比べれば、友情、慈愛、高潔無私といった美德に従って行動することは軽快に感じられます。つまり、後者の諸種の美德を実践することは、いささかなりともわたしたち自身の選択に委ねられているように思われる



のに、どういうわけか、わたしたちは、格別なしかたで正義を遵守するように束縛され・拘束され・そうしなければならぬという義務感をもつ、というのです。

要するに、実力を行使してわたしたちを締めつけ、正義の準則を遵守するよう強いることは、きわめて適切で世人のだからも是認を得ることができるけれども、そのほかの社会的美徳の規則に従うよう実力で強いることは許されない、とわたしたちには感じられるのです。

6 しかし、わたしたちは、実力を行使して処罰したり予防したりすることが許される行為とは違うものとして、単に非難に値するだけの行為、ただ単に否認されるのが適切である対象を、いつだって注意深く識別するにちがいません。

非難に値する行為は、標準程度の適切な慈恵に達していないと思われませんが、標準の程度とは、経験の教示に従ってわたしたちが万人に期待する水準のことです。これとは反対に、賛辞に値する行為は、標準程度の適切な慈恵を上回っていると思われま。標準程度の適切な慈恵それ自体は、非難にも賛辞にも値しないように思われます。父、息子、兄弟が、それぞれの身分関係に応じて見せる行動が、大方の人々がふだんとする行動に比べて良くも悪くもなければ、賛辞にも非難にも値しないのが適切であると思われま。

彼の親切が、標準の程度を上回り、かつ、予想もつかないためにわたしたちを驚かせながらも、それでいて適切であり・似つかわしい場合はどうでしょうか。また、逆に、彼の不親切が、標準の程度を上回り、かつ、予想もつかないためにわたしたちを驚かせ、同時に似つかわしくない場合はどうでしょうか。前者の場合、彼は賛辞に値すると思われ、後者の場合、彼は非難に値すると思われま。

(7) スミスが権利侵害という点から正義を分析してゐる箇所としては、LJ(A)i.9-19<sup>1</sup>、より一般的にはL.1.25とLJ(B) 5-11を見よ。

(8) Henry Home, Lord Kames (1696-1782) *Essays on the Principles of Morality and Natural Religion* (1751), I, ii ('Of the Foundation and Principles of the Law of Nature'), chap. 3-4.

7 しかし、どんなに標準的な程度の親切や慈恵でも、同格市民の間柄では力づくで強要することは許されません。同格市民の間柄にあつて各個人は、生まれながらに・世俗の政府が設置される以前から、わが身を権利侵害から防衛する権利をもち、また、すでに加えられた傷害に対してしかるべき程度の処罰を要求する権利をもつと考えられます<sup>9)</sup>。高潔無私の観察者ならだれしも、この人が防衛し・処罰を要求しても、そのふるまいを是認するだけでなく、その感情に入り込んでゆき、しばしば彼を手助けしてやりたいと思うでしょう。ある人が別の人を攻撃・強奪し、あるいはその謀殺に着手するとき、隣人たちは、こぞつてそれに警戒心をもち、権利を侵害された人物の仕返しをするためにかけつけ、あるいは、権利を侵害される危険にさらされた人物を防衛するために急行することは正当だと考えます。

一方、父親が息子に親としていなく愛情が、標準の程度に満たない場合、また、息子が父親に子として示すことが期待されてよい敬意を欠くと思われる場合、また、兄弟が互いに兄弟としての親愛の情を標準程度にも通わせていない場合、また、人が心を閉ざして他人をいたわらず、しようと思えばいたつて簡単にできるのに、同類被害者の不幸を紛らわせてやることを拒否する場合、以上すべての場合において、だれしもそのふるまいを非難しますが、「たぶん親切をもつと期待してかまわないのではないかと思われる理由があれば、それを力づくで強要する権利までもある」などと想像する人はひとりもいません。こんな苦しみを味わう人は、ただ苦情を述べるだけでできただけであり、一方、観察者は、助言と説得以外の方法では干渉することができません。以上すべての場合に、同格市民が相互に対して実力を行使すれば、この上もなく傲慢で憎悪だと思われるでしょう。

8 たしかに、上役がその管轄権に服する人たちにむかつて、こんな局面では相互にしかるべき程度の適切さをもって行動しなさい、と義務つけても、万人からあまねく是認されることはありません。文明の進んだあらゆる国民の法は、子を扶養する義務を親に課し、また、子に対しては親を扶養する義務を課すなど、慈恵にかかわるそのほかの義務をずいぶんと強制しています。世俗の政権担当者が託されている権力は、不正義の取り締まりによって公共の平和を維持するだけでなく、良好な風紀を確立し、あらゆる種類の悪徳と不適切さをくじくことによって政治共同体の繁栄を促進する権力でもあります。それゆえ、政権担当者は、同僚市民のあいだでお互いの権利侵害を禁止する準則だけでなく、「しかるべき程度にはお互い同士で善行を施し合いなさい」と命じる

準則も制定できるのです。

主権者の命じる行為が、してもしなくてもよい事項にすぎない場合、命令が出されないうちは、それをしなかったからといって非難されることはありませんが、発令後にそれを破れば、非難だけではすまないのであって、処罰に値する行為になります。ですから、主権者の命じる行為が、発令以前であつてもそれを怠れば最大の非難をかならず加えられる事項である場合、発令後それに従わなければ、一段と処罰に値する行為になるのはまちがひありません。

しかし、法律による慈恵の強制は、立法者のすべての義務のうちでも、おそらくそれを適切かつ聡明に実施しようとすれば、この上ない繊細さと遠慮深さを要求されるものです。このことにまったく手をつけずに放置すれば、多くの汚らわしい無秩序と痛ましい凶悪事件に政治共同体をさらすことになり、一方、このことを極端に押し広げると、自由・安全・正義を破壊し尽くすことになります。

9 単に慈恵が欠けているだけの行為を見ても、同格市民から処罰を受けるには値しないと思われるのですが、慈恵を大いに発揮する行為は、最大限のねぎらいに値すると映ります。そんな行為は無上の善を生み出しますから、きわめて生き生きとした感謝の念を注がれるのが自然であり、そういう対象として是認されます。

これとは対照的に、正義を踏みにつれば、処罰に直面しますけれども、この美徳の準則が守られるのを見ても、およそねぎらいに値するとはまず思われません。たしかに、正義を実践する行為には、適切さがあり、だからこそ、適切さに与えられるのがふさわしい一切の是認感情を相応の見返りとして受けとる価値があります。しかし、正義の実践は、現実の積極的な便益をなんらもたらさないで、ほんのわずかな感謝しか受けとる資格がありません。

純然たる正義というのは、多くの場合、消極的な美徳であり、ただ隣人への傷害を思いとどまらせるにすぎません。隣人の身体・

(9) 世俗の政府が徐々に姿を現すとこの論点については、L(A) iv, 4ff. (B) 9 ff., *WN v. i. a-b* を見よ。

(10) L(A) iii, 78-87, (B) 126-30. *α* 比較参照 *Σ* 111 *α*.

財産・名誉に対する侵害を差し控えているだけの人が、ほんのわずかしか積極的な功勞を積んでいないことは明らかです。しかし、彼は、正義という格別の名称で呼ばれる美徳の準則を残らず履行しており、同格市民からその履行を強制されても適切である事項、その不履行を処罰されてもかまわない事項をすべて行っています。わたしたちは、じつと座って何もしないことにより、しばしば正義の準則をすべて履行できません。

10 各人は、その行うところに応じて報いを受けねばなりません。ですから、互酬応報は、自然によってわたしたちに命じられている偉大な法であると思われれます。

高潔無私の恵み深い人には、慈悲と高潔無私をもって接するのがふさわしいとわたしたちは考えます。心を開かず情け深い心情を少しもいだかない人は、同じようにしてあらゆる同類被害者の親愛の情から締め出され、社会のただなかに暮らすことを許されていないながら、まるで、氣遣ってくれる人や消息を尋ねてくれる人がひとりもない荒涼たる原野にいるようであるにちがいないとわたしたちは考えます。

正義の法を踏みこじる者は、自分が他人に加えた害悪を、身をもって味わう羽目に遭わされねばなりません。同胞市民の苦しみに対する関心がこの人には皆無であり、犯罪を思いとどまることがそもそもできないのですから、この人は自分自身が味わう苦しみへの恐怖によって神妙にさせられなければなりません。

単に落ち度がないというだけの人、他人との間でただ正義の法を守っているというだけの人、つまり、隣人への加害を差し控えているというだけの人が受け取れる相応の見返りは、「今度は隣人の方が落ち度のない彼の身の上を尊重しなければならぬ」ということ、「その同じ正義の法が宗教的厳肅さをもって彼とのあいだで遵守されなければならない」ということ、それだけです。

## 第二章 正義の感覚、悔恨の情、功勞の意識について

1 隣人を傷つける理由になる適切な動機など断じてありえませぬし、他人に害悪を加えるよう人をけしかけることに、世人が歩

調を合わせることは断じてありますまい。もとより、その他人がわたしたちに害悪を加えたときの、それに対する正当な怒りには、世人は歩調を合わせてくれるでしょうけれども。

隣人の幸福がわたし自身自身の幸福の前に立って道をふさいでいるという理由だけでそれを妨害したり、隣人にとって真に有益な物件がわたしたちにとつても同等かそれ以上に有益かもしれないというだけでそれを隣人から取り上げたり、要するに、万人の自然本性ではありますけれどもこんなふうにして他人を犠牲にし、他人の幸福よりも自分の幸福を優先することに溺れるならば、公平な観察者がそれに歩調を合わせることは断じてありません。

たしかに、自然によって各人すべてに与えられる第一の主要な勧告は、「自分自身を気遣いなさい」ということです。わが身を気遣うのに本人よりも適した人はいないので、そうあるべきだということは、的確で正しい勧告です。ですから、人はだれしも、他人にかかわることよりも、自分自身に直接かかわりのある事柄に、はるかに深く引き込まれます。他人の計報に接しても、その人と特に懇意でもなければ、たぶんわたしたちは、さほど心配しないでしようし、わが身に降りかかったごく些細な災いのほうが、よほどわたしたちの食欲をそぎ、休息をかき乱すでしょう。

しかしです。他人の破滅によってわたしたちの心が受ける動揺は、わが身の上の降りにかかるごく小さな非運の場合よりもずっと微かであるかもしれませんが、その小さな非運を未然に防ぐために他人を破滅させてはなりませんし、わが身の破滅を防ぐのが目的であっても、やはりそうです。ここでもまた、ほかのすべての場合でそうだったように、わたし自身をなげるときには、わが目にわが姿を自然に映し出す光に照らすよりも、むしろ、他人の目にわが姿を自然に映し出すのでなければなりません。ことわざにも言うとおり、人はだれしも、当人にとっては自分が全世界であるかもしれませんが、ほかの人からみれば、世界のなかのごく卑小な一粒にすぎません。人はだれしも自分自身の幸福を、その外側にある全世界の幸福よりも重要な意義をもつと思うかもしれませんが、当人以外の皆から見れば、それがほかの人の幸福と比べて特別だということは断じてありません。ですから、たしかに、人はだれしも一個の私人として胸のうちでは、自然にわが身をすべての世人に優先させますが、「わたしはこの主義に従います」と世人に面と向かって公言することははばかられます。

人はだれしも、このようにわが事を優先すれば、世人が歩調を合わせることはありえないと感じ、また、そうすることが自分に

とってはどんなに自然なことでも、世人の目には、いつでも度を越した野放図と映るにちがいないと感じます。人はだれしも、他人が自分に注ぐまなざしを意識し、そこから自分の姿をながめ見るとき、「他人にとって自分はいかなる点でもほかの人より優れているわけではない」、「自分は大勢の中の一人にすぎない」と悟ります。

人はだれしも、自分の行動を導く主義に公平な観察者が入り込めるようなしなやかたでふるまいたいと思ひ、それを差し置いても真つ先にしたいと念願しているところなのですが、もしそんなふうにあつてほしいと思ひながら、ここでもまた、ほかのすべての場合にそうだったように、人は自らの傲慢な自己愛を恥じ入らせ、これをほかの人たちが歩調を合わせられる程度の代物にまで低く抑えなければなりません。そんな自己愛であるならば、当人がほかのだれの幸福よりも自分の幸福にこだわらる、その追求に余念なく周到であつても、ほかの人たちは悠々と大目に見てくれるでしょう。この一線を越えない限り、ほかの人たちは、当事者の境遇にわが身を置くとときにはいつだって、すかさず当事者に歩調を合わせるでしょう。

富・名誉・昇進を求めて競争する場合、人は全力で疾走し、全神経と全筋力を緊張させて、ほかの競争者をことごとく出し抜いても許されません。しかし、もしも競争者がほかの競争者を押しつけたり、転倒させたりすれば、観戦者は、大目に見ることをきっぱりやめます。それは公正な競技を踏みにじる行為であり、観戦者が容認できることではありません。<sup>1)</sup> 妨害された競技者は、観戦者の目には、どこから見ても妨害した者と同じように優れた選手です。観戦者は、こんなにもわが身を相手に優先させる自己愛には入り込んでゆかず、相手を負傷させた競技者の動機に歩調を合わせることはできません。したがって、観戦者は、権利を侵害された側の自然な憤りに迷わず共感し、他方、加害者は、憎しみ・怒りをぶつけられる対象になります。加害者は、自分がそんな対象になることを察知し、そんな感情がいよいよ噴出して四方八方から自分につつけられようとするのを感じます。

2 加害の程度が深刻で取り返しのつかないものであればあるほど、被害者は、強い調子の憤りに自然と駆られます。しからば、観察者がいだく怒りの共感感情、また、行為者「加害者」が味わう有罪の感覚も、同じようなしなやかたで自然と調子が強くなります。

死は、人が他人に加えうる最大の害悪であり、殺された被害者の直接の縁者に最大限の憤りを掻き立てます。ですから、謀殺は、世人の目から見ても、それを犯した当人の目から見ても、個人の境遇を左右する犯罪に限って言えば、これ以上に陰惨な犯罪はあ

りません。現に占有している物を奪われることは、将来入手が見込まれるだけの物を得られず失望することよりも深刻な害悪です。したがって、所有権の侵害である窃盗および強盗は、現にわたしたちが占有している物を奪うことです。契約の破棄のようにわたしたちの期待を裏切つて失望させることよりも重大な犯罪です。

したがって、正義の法のうち最も神聖なもの、すなわち、それが踏みじられるのを見ると仕置き・処罰がこの上もなく声高らかに求められるように思われる法とは、隣人の生命と身柄を保護する法です。その次に神聖な正義の法は、所有権と占有物を保護する法です。最後にくる正義の法は、債権と呼ばれるもの、つまり、約諾者から受諾者に与えられることが適正な権利を保護する法です。<sup>(12)</sup>

3 踏みにじられた正義の法が神聖なものであればあるほど、それを踏みにじつた者は、世人が自分についていづくにちがいない諸感情を思い返して、かならず恥辱・戦慄・茫然自失に襲われてもだえ、その苦しみを味わい尽くします。犯人は正義の法を踏みにじり、その情念を満足させたのち、冷静になって自分の過去のふるまいを思い返しはじめると、そのふるまいを支配したいかなる動機にも入り込んでゆくことができます。いまやその動機は犯人の目にいとわしいものに映りますが、もとより、ほかの人々の目にはずつと前からそのように映じていたのです。

いま犯人は、ほかの人たちが自分に対していづくにちがいない憎い・忌々しいという感情に共感し、それによってわが胸に宿つた憎い・忌々しいという感情の対象に、いささかなりともなります。いまや彼は、自らの不正義によつて苦しめられた人物の境遇を思つて身につまされずにはいられません。彼は被害者の境遇に思い至つて悲痛な気持ちになり、自分自身のふるまいが引き起こ

(11) この考えは明らかにキケロ *De Officiis*, III, 42 を反映している。キケロがそのイメージを得たのは *Christippus* の引用からである。

(12) スミスの権利体系については、L/(A) i. 10-11, (B) 67 を見よ。スミスは、近代初期の自然法学理論に従つて、法を私法（個人の諸権利）、家族法（家族構成員の諸権利）、公法（市民社会の構成員の諸権利）に分類した。私法はさらに、個人の自然的諸権利（身体的および精神的自立）と後天的あるいは獲得された財産権に区分され、後者はさらに、物権（物における権利）と債権（契約および他人に対する不法行為から発生する諸権利）に区分された。自然的権利と後天的権利の区別については、L/(A) i. 12 & 24, ii. 93, (B) 8-11 *passim*, 149, 182 を見よ。

した不幸な結果を悔やみ、同時に、「その結果によって、自分は世人の憤り・怒りをぶつけられる適切な対象に変わり、また、憤りから自然に帰結する仕置き・処罰の適切な対象に変わってしまった」と感じます。

こうした思いはいつ果てるともなく犯人につきまとい、怖気づかせて心胆を寒からしめます。犯人は金輪際社会に顔向けできないと尻ごみし、いくなれば世人すべての親愛の情からそっぽを向かれ・放り出されたわが身の上をただ想像するばかりです。犯人はこのように深刻でおどましくてたまらない辛酸をなめながら、共感をよせられ・慰められる希望をもつことができせん。彼の犯罪は記憶にとどめられ、そのせいで彼に対する同類感情は、残らず同類被害者の心から締め出されてしまいました。同類被害者が彼についていただくこんな感情こそ、まさしく彼が一番恐れているものなのです。

見るもの聞くものすべてが敵意を持っているように思われて、犯人は、人間の顔を金輪際見なくてすむものなら、また、自分の犯罪への糾弾を世人の顔色に読みとらなくてすむものなら、どこか人を寄せつけない荒野に喜んで飛んでいきたいと思うでしょう。しかし、孤独は社会生活よりも一段とおどましいのです。彼が自分の考えにこもるとそこに浮かび上がるのは、不吉な闇・不運・災難ばかりであり、とらえどころのない不幸と破滅を告げて心を憂鬱にする予感だけなのです。こうして彼は独りであることにぞっとし、社会にしぶしぶ戻ってゆきます。彼は再び世人の面前に赴きますが、彼らの前に姿を見せることに慄然とし、恥ずかしさに押しつぶされ、恐怖で動転し、世人の顔色からともかくわずかながらも加護を求めてすがりつこうとしますが、だれあろう彼らこそ、すでに自分に対して有罪判決を全員一致で下した裁判官であることを彼は知っているわけです。

以上が、「悔恨」と適切に呼ばれる感情の自然本性です。それは、人間の胸にやとるすべての感情のなかでも一番おどましいものです。この感情の成分は、過去のふるまいが不適切であったという感覚からくる恥ずかしさ、このふるまいが引き起こした結果に対する悲痛な思い、このふるまいによって苦しめられる人々への身につまされる思い、そして、すべての理性的な被害者の胸に正當に噴き上がる憤りを意識することから生じる・処罰への戦慄と怯えです。

#### 4 正義の法を踏みこむのとは反対の態度は、悔恨とは反対の感情を自然に湧き立たせます。

高潔無私の行為をうわついた空想からではなく適切な動機から遂行した人は、自分が献身した相手の様子に心弾ませて目をや



り、そのとき、自分が相手から愛情と感謝の念を注がれる自然な対象であると感じますし、また、相手の愛情と感謝の念に共感することによって、「自分は世人のだけれども尊敬の念と是認感情を注がれる自然な対象である」と感じます。

さらに、彼は自分の行動の動機を振り返って検査しますが、そのとき、利害関係にない観察者であれば立つ視点からそれを調べ、その上でなお彼は、みずからの動機に入り込んでいき、想定されたこの公平な裁判官の是認感情に共感することによって、自身に喝采を贈ります。

相手当事者と公平な観察者双方の視点からながめてみて、彼の目には自分自身のふるまいはどこもかしこも心地よいものに映ります。彼の心は、自分のふるまいを思い浮かべると、朗らかさ、すがすがしさ、落ち着きで満たされます。彼は世人のだけれども友情で結ばれ和合し、同類被造者を見つめるそのまなざしは、自信にあふれ、他人の幸福を願う満足感がこもり、自分は世人からこよなく好意的な配慮を受けるに値する人物になったのだという確信に輝いています。

以上の諸種の全感情がうちそろって結合するところに、功勞の意識、あるいは、功勞に応じて与えられるねぎらいの意識は成立します。

### 第三章 自然が造ったこの仕組みが役立つ目的について

1 社会の中でしか生きてゆけない人間は、造られたときに目標として定められた境遇に適應する能力を、以上のとおり自然によって授けられました。人間社会の構成員はみな、相互に相手からの協力を必要としている一方、同時にまた、相手から権利侵害を受ける危険にさらされています。そこで必要とされている協力が、愛情・感謝の念・友情・敬意を動機として互恵的に惜しみなく与えられる場合、その社会は富み栄え、幸福です。その社会の多種多様な構成員はみな、愛慕・親愛の心地よい絆によってひとつに結ばれ、相互に善行を施しあう、いふなれば、一つ屋根の母屋へと引き寄せられるのです。

2 しかしです。社会で必要とされる協力が、そのように高潔無私の動機、私利私欲を離れた動機から惜しみなく与えられないと

しても、つまり、その社会の多種多様な構成員のあいだに何ら愛慕・親愛の情がお互いに通わないとしても、その社会は、さほど幸福でも心地よくありませんが、かならず解体するというわけではありません。およそ社会は、そこに一片の愛慕・親愛の情がなくても、「社会は何かに役立つ」という感覚を糧として、多種多様な人々のあいだでかろうじて存続することができるのであって、多種多様な商事企業の経営者の社会はその一例です。そんな社会のなかにおいて人は何の恩義も受けず、感謝しなければならぬ相手などひとりもいませんが、この社会は、合意された価格に従って善行を金銭目当てに交換することで、相変わらず維持されることが出来ます。

3 しかし、社会は、お互いを傷つけ権利侵害を加えてやろうと絶えず隙をねらう人たちの間では存続することができません。権利侵害が起きるやいなや、お互いの憤りと敵愾心が発生するやいなや、社会の絆はことごとく切断され、社会を構成していた多種多様な人員は、そのかみ合わない心の動きの激発・反発によつて、いくなれば、散り散りになって戸外に飛び出していくのです。使い古された知見に従えば、強盗と人殺しの間におよそ社会があるとすれば、彼らは少なくともお互いの間では強盗と人殺しを差し控えなければなりません<sup>19)</sup>。したがって、社会が存在するためには、慈恵は、正義よりも本質的なものではありません。慈恵がない社会は、居心地満点というわけにはいきませんが、それでもかろうじて存続することはできます。しかし、不正義が蔓延すると、社会は灰燼に帰するにちがいません。

4 したがって、自然は、功勞に応じたねぎらいを心待ちにする意識を利用して、人類に恵み深い行いをするようしきりと勧誘しますが、この慈恵の実践が怠られる場合に、罪責に応じた処罰に怖気づかせてまでその実践を保障し強制しなければならぬとは考えませんでした。

慈恵は、建築物を裝飾する飾りであつて、それを支える土台ではなく、したがって、勧告されるだけで十分だったのであり、押しつけられる必要はまったくありませんでした。これとは対照的に、正義は、建物全体を維持する大黒柱です。もしもこれが取り除かれるとすれば、どうなるでしょう。人間社会を形づくる偉大で壮大な仕組みを現世に築き上げ支援することこそ、妙な言い方

ですけれども、自然が注ぐ格別で愛情一人の配慮であつたと思われますのに、それが一瞬で粉々になり元素にもどるにちがひありません。<sup>(14)</sup>

ですから、正義を踏みにじれば、懲罰に値するという意識につきまといわれ、罪責に応じた処罰への怯えから解放されないのは、自然が、正義を力ずくで遵守させるため、そんな意識や感情を人間の胸に植え付けたからであり、それらは、人類の協力提携を守る偉大な番人として、弱き者を庇護し、横暴な者にくつわをかませ、罪有る者を懲らしめます。

人間は自然本性として共感能力を備えてはいますが、特別に縁故のない他人のことを案じていなく感懐は、わが身を案じていなくそれに比べ、まことに微弱です。また、単に同類被造者であるという間柄の他人の不幸は、自分自身のわずかな便宜と比べてさえ、まことに軽々しく扱われます。また、人間は他人を傷つけようと思えばいとも簡単にそうする力をもっており、そうしたという欲心を数多くもつかもしれません。そういうわけですから、もしもこの原理が人間の心の中にそびえ立って他人を守らなければ、また、この原理が人類を神妙にさせて落ち度のない他人の身の上を尊重させなければ、人間は野獣と変わりなく、他人に飛びかかろうと絶えず隙をねらうでしょうし、人間の集まっているところに足を踏み入れることは、獅子の巢窟に足を踏み入れることと変わらないでしょう。

5 宇宙のどこを見てもわたしたちはそこに、手段とそれが生み出すべく意図された目的とが、とびきり見事な技巧によってかみ合わされているのを見て取ります。たとえば、わたしたちは植物や動物の生体組織をみて、その各部分が二つの偉大な自然の目的——個体の維持と種族の増殖——を推し進めるべく、何と見事に仕組まれていることかと賞賛します。

(13) プラトンが『国家』351c-352cで示した知見であり、以後も繰り返し考察された。たとへば、Cicero, *De officiis*, II, 40; Heliodorus, *Aethiopian History*, book v, ch. 15; Aquinas, *Summa Theologiae* II-1, 94, 4; Platendorf, *Of the Law of Nature and Nations*, III, iv, 2 & VIII, iv, 5; Locke, *An Essay Concerning Human Understanding*, I, ii, 2; J. G. Heineccius, *A Methodical System of Universal Law*, translated by George Turnbull, 2 vols., London, 1741, I pp. 301-2; Francis Hutcheson, *An Inquiry into the Original of Our Ideas of Beauty and Virtue*, I, iv, 4; Hume, *Second Inquiry*, IV, 15; Thomas Reid, *Practical Ethics*, pp. 138 & 156.

(14) スミスは明らかにピエートの *Inquiry*, Appendix III, 5を復唱してこのように述べられる。

しかし、さらにわたしたちは、動植物やその種の対象のなかに、各種運動・有機組織の目的因とは別に、それらの作用因を認識します。食物の消化、血液の循環、生体組織から送られる各種体液の分泌は、いずれも動物の生命が目指すあの偉大な目的になくしてはならない働きです。しかし、わたしたちは、こうした働きを説明する際に、その作用因に訴えるつもりで上のふたつの目的を使ったりは決してしませんし、血液が自力で循環するとか、食物が自力で消化するとか、しかも、循環や消化といった目的を計画・意図しているなどと想像したりはしません。

機械時計の歯車は糸乱れず見事なまでに、時刻の告知という時計の製作目的にかみ合っています。その種々の運動はすべて精巧に連係してこの効果を生み出します。もしも歯車にこの効果を生み出そうとする欲望や意図が授けられるとすれば、歯車はこんなうまきはやり遂げられないでしょう。しかし、わたしたちは、そうした欲望や意図が歯車ではなく、時計の製作者に帰属するとみなすのであって、歯車が運動を始めるのはぜんまいによるのであり、このぜんまいもまた歯車と同様、それが生み出す効果を意図しているわけではないことを知っています。

しかしです。わたしたちは、物体の働きを説明する際に作用因と目的因を識別できないことはけつしてないのに、心の働きを説明する際には、ややもするとこれら二つの異なる要因を相互に取り違えるきらいが強くなります。わたしたちが自然の諸原理に導かれて推進する目的が、洗練・啓蒙された理性ならではの勧告と思われるものならば、ややもするとわたしたちは、その目的を推進する手段の感情と行為をこの理性の所産であると断定し、理性こそその作用因であると祭り上げ、要するに、本当は神の知恵であるものを人間の知恵であると想像するきらいが強くなります。上っ面しか見ないと、この原因は、それに事寄せて説明される効果を生み出すのに十分だと思われ、また、人間の自然本性についての学理体系は、その多様なすべての働きがこんなふうにしてた一つ一つの原理から演繹されるとき、わりあいと単純で呑み込みやすく思われるのです [VII. iii. 2. 5 参照]。

6 「社会は、正義の諸法がそれなりに遵守されていなければ存続しえず、社会生活上のつきあいは、相互の権利侵害を総じて差し控える人の間柄でなければ成立しえない」。従来は、このように社会にとって正義は必要不可欠だという考えをひねり出し、「だからこそ、わたしたちは正義の諸法の違反者を処罰し、このやりかたで正義の諸法を強制することを是認するのだ」と考えられ

きました。

従来、「人間は他者との交わりを求めていく自然な愛情をもち、みずからは人間の合一から何の恩恵も引き出す見込みがなくとも、この合一がそれ自体のために保全されてほしいと願う」と論じられてきました<sup>(15)</sup>。社会に秩序があり富み栄えている状態は、人間にとって心地よく、また、そんな状況を思索するとき人間は甘美な思いをします。逆に、社会が無秩序で混乱している状態は、嫌悪の対象であり、人はこんな状態を生み出す傾向があるものと何であれ口惜しいと思います。人はまた、自分自身の利益が社会の繁栄につながっているということ、つまり、自分の幸福、おそらく、自分の存在の保全は、社会の保全に依存しているということに気づいています。ですから、とにかく人間は、社会を破壊する傾向が潜むものには何であれ忌々しいという感情をいだき、まこと憎らしく・まことおぞましい事態を妨げることができるのならどんな手段でもよろこんで使います。

不正義は必ず社会を破壊する傾向をもちます。ですから、不正義が現れるといつでも人は警戒心をもち、ほったらかしておくたちまち大切なものを全滅させる事態の進行を、妙な言い方ですが、駆け出していつて止めようとします。もしその事態を取り締まるのに穏やかで公正な手段では無理な場合、人はそれを実力・暴力によって打ち砕くにちがいがなく、とにかくそれ以上事態が進行するのを食い止めるにちががありません。

以上の理由があるからこそ、人間は正義の諸法の違反者を死刑にしてまでこの法の強制をしばしば是認するのだ、と言われる。公共の平和を妨害する者は死刑によって現世から引っこ抜かれ、一方、そのほかの人たちは、犯人が身をもって例示した末路をわが身に重ね合わせて怖気づく、というわけですね。

7 以上の説明は、わたしたちが不正義の処罰を是認する理由について一般に説かれているところです。そして、この説明には、

(15) スミスは(11)でいくつかのものを考え方をとおまかに指し示しているように思われる。正義の基礎には功利性があるという考えは、ヒュームのとりわけ *Second Inquiry*, III のなかにならわめてはつきりと見出される。その一方で、人間の自然本性が社会的であるということを一般的に呈示している箇所は、たとえば、いかにもハチスを思わせる言及である。また、スミスは *LI*(V), Ff. 96 で、処罰を公共善によって正当化する手法を「グロテスクなそのほかの著作者」に事寄せて語っている。

条件つきながら一面の真理が疑いもなく含まれています。つまり、わたしたちは、処罰が適切でありふさわしいという自然な感覚をもちますが、しばしばこの感覚を補強しなければならなくなって、社会の秩序を保全するために処罰がいかに必要不可欠であるかをつくづく思い返すわけです。

世人は罪ある人の犯罪に自然な怒りをいただき、その怒りは、犯罪に加えられてしかるべき正当な返報を世人に告げるのですが、いざ罪人がこの返報を受けようとするとき、また、彼の不正義が迫りくる処罰の脅威に鼻をへし折られ顔色を失うとき、そして、彼が恐怖的ではなくなるとき、高潔無私で情け深い人々には、しだいに彼が哀れみの対象になります。彼らは、罪人が引き起こした他人の苦しみを案じて憤ったのですが、彼がいざ受けようとする苦しみを思うと、その憤りは消えてなくなります。彼らは、思わず罪人を赦免し、もう責め立てるまい、罰を免除してやろうという気持ちになってしましますが、しかしその罰こそ、彼らが冷静なときには絶えず、あんな犯罪には加えられてしかるべき仕返しであると考えていたものなのです。

ここにいたって高潔無私で情け深い人々は、社会の一般の利益という理由づけをひねり出してこれに助けを求めなければならぬわけです。彼らは、こんな浅薄・偏狭な思いやりの衝動を、もつと高潔無私で包容力のある思いやりの指令によって打ち消します。彼らは、罪人への慈悲が無辜の人への残酷な仕打ちであることをつくづく思い返し、一人の特定人物を案ずるいたわりの情動に対して、世人を案じてもつと拡張されたいたわりを突きつけるのです。

8 また、わたしたちは、正義の一般的準則を守ることが適切であることを擁護しなくてはならないときがあり、その場合に、正義の一般的準則が社会の維持にとってなくてはならないという理由づけを行います。

よく耳にすることですが、若者や放蕩好きは、道徳学上の神聖きわまりない準則をあざ笑っていますし、断固唾棄すべき処世訓に誓いを立ててふるまっていますが、そんな挙動は、ときに腐敗した心、たいていは見栄から生じます。わたしたちの怒りは目覚め、そんな類のいとわしい主義に反駁してそれを暴き出します。

しかしです。そんな主義に反発してわたしたちの怒りが当初に燃え立つ理由は、その主義自体が憎らしく・いとわしい性質を内にもっているからなのですが、この点をとらえてその主義に有罪宣告を下す唯一の理由として挙げ、「わたしたちの胸がそれを憎

らしく・いとわしいと感じている」の一点張りでは気が引けます。わたしたちは、そんな理由づけで議論に決着がつくようには見えないと思います。しかし、わたしたちがその主義を憎らしく・いとわしいと感じるのは、それが憎らしい・いとわしいという感情を注がれるのが自然で適切な対象だからです。もしそうだというのなら、なぜその理由づけでは議論に決着がつかないのでしょうか。

そうはいうものの、あんなふうにも、あるいはこんなふうにもふるまうことがどうしていけないのか、という質問が出てくるどころからして、その質問者の目には、そんなふるまい方がそれ自体として、憎らしく・いとわしいという感情の自然で適切な対象とは映っていない——この事実がまずあるように思われます。ですから、そんな感情がそのふるまいに注がれる理由は、そのふるまい以外にあることを質問者に示してやらねばなりません。こういうわけで、わたしたちは、それ以外の論拠を求めて一般的に思案をめぐらせ、最初に思いつくのが、「そんな所業があまねくはびこるならば社会は無秩序になり混乱するだろう」という理由づけなのです。ですから、わたしたちがこの蓋然的推理を主張しないことはまずありません。

9 しかしです。どんな遊蕩三昧にも社会の繁栄を破壊する傾向があることくらい、大した識別力がなくてもふつうはわかりますけれども、当初わたしたちが遊蕩三昧にいきり立つのは、そんな傾向が理由なのではありません。たとえどんなに愚かで無思慮な者であっても、すべての人は詐欺・裏切り・不正義に対して忌々しいと思ひ、こんな所業が処罰されるのを見聞して甘美な思いをいだきます。他方、正義が社会の存在になくしてはならないことがどんなに明らかなることに映ろうとも、それをつくづく思い返す人がいたためしはほとんどありません。<sup>(16)</sup>

10 「個人に加えられた犯罪を処罰することに、当初わたしたちを引き込んでゆくものは、社会の保存に注がれる配慮ではない。」この命題が真であることは、多くの一目瞭然の理由づけによって論証することができます。

(16) このパラグラフと以下のいくつかのパラグラフについて、[17]と比較参照のこと。

個人の運勢や幸福にわたしたちがいくら関心はどこから湧きあがるかといえは、通常の例では、社会の命運や幸福にわたしたちがいくら関心からではありません。一ギニーの損失がわたしたちに気がかりなのは、この一ギニーが千ギニーの一部だからではありませんし、わたしたちが千ギニー全額の損失を心配するからでもありませんが、これと同じ理屈で、ある一人の人間の破滅や落命がわたしたちに気がかりなのは、この人が社会の一員つまりその一部だからではありませんし、わたしたちが社会の破滅を心配するからでもありません。

いずれの例でもわたしたちが個体に注ぐ配慮は、全体集合に注ぐ配慮から湧きあがるわけではありません。むしろ、いずれの例でもわたしたちが全体集合に注ぐ配慮のほうこそ、全体を構成する多様な個体を案ずる個々の配慮が過ぎあわされ・組み上げられて出来上がっているのです。

少額のお金が不当に奪われるとき、わたしたちがこの権利侵害を訴追する動機は、自分の全財産を保全することに注がれる配慮ではなく、むしろ、失った特定の価額のお金に注がれる配慮です。しからば、一人の人間が権利を侵害されたり、破滅させられたりするとき、わたしたちが彼に加えられた侵害行為の処罰を要求するのは、社会の一般的利益に関心をよせるからではなく、権利を侵害されたまさしくその個人に関心をよせるからです。

しかし、この関心は、愛とか敬意とか親愛の情と一般に呼ばれ、わたしたちが特定の友人知人だけに注いで彼らを他から区別する繊細優美な感情を少しも含まなくてよい、という事実が留意されるべきです。犯罪の処罰に当初わたしたちを引き込むのに不可欠な関心は、せいぜい、同類被害者であるというただそれだけの理由でわたしたちがあらゆる人によせる一般的な同類感情で足りません。たとえわたしたちが毛嫌いする人物であっても、彼が腹立たしい扱いをしてもいない相手から権利を侵害されるなら、わたしたちは彼の憤りに入り込んでゆきます。この場合、わたしたちが日ごろ彼の人柄とふるまいを否認しているという事情は、わたしたちが彼の自然な怒りに同類感情をよせる妨げにはまったくありません。もつとも、ひたすら率直であるとかまではないえない人たちや、自然に湧きあがる諸感情を一般の準則によって矯正・規律する習慣を身につけていない人たちは、ややもすると先ほどの事情によって彼への同類感情がずいぶん鈍りがちですけれども。



11 たしかに、わたしたちは、単に社会の一般的利益だけを念頭において、処罰を行いかつそれを是認する場合があります。その場合、わたしたちは、処罰以外の方法では社会の一般的利益を保障することができないと想像します。

いわゆる内務警察の、あるいは軍務の規律に違反したとして行われる処罰はすべてこの種の犯罪は、特定の個人を即座に直接傷つけるわけではありませんが、そこからしばらくして発生する事態は、やがて無視できない不都合や深刻な無秩序をその社会に生み出すかあるいはその恐れがあると想定されます。たとえば、歩哨が見回り時に居眠りをすれば、戦時法規により死刑になりますが、それは、そんな不注意がひよつとすると全軍を危険に陥れるかもしれないからです。<sup>(17)</sup> こういう厳格な処断は、多くの場面では非必要であり、だからこそ、正当で適切であると映つてもおかしくはありません。個人の保存が全体集合の安全と両立しないとき、多数の命が一人の命に優先されることほど正当なことはありません。

それにもかかわらず、こんな処罰は、それがどんなになくてもはならないとしても、いつだってあまりにも厳格過ぎると映ります。この犯罪から自然にうける陰惨な感じは、ずいぶんわずかであり、一方、それに対する処罰はずいぶん重いと思われて、わたしたちの心は大分無理をしなければ、こんな処断とは折り合えません。上のような不注意は強い非難に値すると映りますが、この犯罪を思い浮かべても、わたしたちを衝き動かしてあんなにおぞましい仕返しをさせるような憤りは、自然には掻き立てられません。情け深い人ならば、自問自答を繰り返し、努力をし、不退転の決意を固めたあとでなければ、そんな罰を執行したり、他人がそんな処罰をするときに歩調を合わせた決意はつかないにちがいません。

しかし、思知らずな人殺し・親殺しが正当な処罰を受ける場合、それを見た情け深い人の心境はこんなふうではありません。この場合、彼の心は、熱烈に、また有頂天にさえなつて正当な返報に喝采を贈ります。この返報は、そんないとわしい犯罪に与えるのがふさわしいと思われるものであつて、なにかの偶然で犯罪者がたまたま返報を免れるならば、彼は大いに激高し落胆します。

上記の異なつた処罰をながめる見物人の胸にはずいぶんと違う感情がやどりますが、この事實は、「彼が一方の処罰を是認する際に基づく諸原理は、他方の処罰を是認する際のそれとはまったく異なる」ということを示す証拠です。彼は歩哨を不運な犠牲者

(17) LA (A) ii. 92, (B) 182. 比較参照の117。

とみなしています。つまり、歩哨の命はたしかに多数者の安全のために捧げられるにちがいないし、またそうでなければなりません。しかしそれにもかかわらず、彼は心の中では、その命を助けてあげたいと思ひ、また、多数者の利益が歩哨の助命と相容れないという事実をひたすら残念に思ひます。一方、人殺しが処罰を免れるならば、彼の心にはこの上ない怒りが掻き立てられ、彼は神に向かい、「人間界の司法の不全のせいで地上では懲戒されずにすまされた犯罪をあの世で仕置きしてください」と懇請するでしょう。

12 思えば、以下の点に注意を払うことはとても有意義です。すなわち、わたしたちは、社会の秩序が処罰なしには維持できないからといって、それだけを理由にして不正義は現世で処罰されるべきだと想像するわけでは毛頭ありません。それが証拠に、「あの世でも不正義は処罰されるのだという希望をもちなさい」と、わたしたちは自然から教わりますし、また、そういう期待にお墨付きを与えるものこそ宗教であるとわたしは思ひ定めています。

「不正義は懲罰に値する」というわたしたちの感覚は、不正義を追及する手を緩めず、妙な言い方ですが、墓場のかなたにまでその手を伸ばします。もとより、あの世で不正義が処罰されても、ほかの人間たちはこの世でそれを見もせず知りもしないわけですから、彼らが同種の所業で有罪になることを抑止する効果はないはずですが。しかし、それでもやはり神の正義がある以上、寡婦や父無し児がこの世でしょっちゅう侮られるのにだれも罰せられずにすまされているのだから、「彼らの権利を侵害した行為を神がああの世で仕置きすることは是非とも必要である」とわたしは考えます。以上のしだいで、これまで世界に現れたどんな宗教、どんな民間伝承でも、邪悪なものを処罰し、心正しいものをねぎらうために、地獄と極楽のような場所が置かれてきたのです。<sup>(18)</sup>

(18) このパラグラフの最後の文章は第六版で追加された。この文と差し替えられたのは、はるかに長い節であり、以下において初版の該当箇所を付記する。この節の背景をなす手稿およびそれがスマイスの思想において果たした役割の解釈については、D. D. Raphael & A. L. Macfie 編 *TWS の Appendix II* を見よ。

酒色にふける人間が富を愛し、貧困を憎らしく思うのと同じく、神とあがめられる存在は、美徳を愛し、悪徳を憎らしく思うが、それは、愛憎の対象それ自体ではなく、その対象が生み出そうと指向する結果に関心をよせてのことなのである。神とあがめられる存在は、他者の幸福を望む心に衝き動かされて社会の幸福を求めるが、彼が美徳を愛するのは、ひとえに、それが社会の幸福を推し進めるからである。一方、神とあがめられる存在は、同じ神々しい資質「他者の幸福を望む心」をもつので人類の不幸を嫌悪の対象としてみるが、彼が悪徳を憎らしく思うのは、ひとえに、それが人類の不幸をもたらすからである。

以上は、自然の教義ではなく、気は利いているが無理やりこしらえ磨き上げられた哲学の教義です。

わたしたちの自然なすべての感情は、わたしたちを衝き動かして以下のことを信じるよう仕向けます。完全な美徳は、それ自体を理由にして、その先に行くことにはまったく目もくれずに、愛情を注がれ・ねぎらわれるのが自然で適切な対象であって、わたしたちの目にもそう映り、神とあがめられる存在の目にも、必ずそう映らなければならないし、また、同様に、悪徳は、それ自体を理由にして憎しみをぶつけられ・処罰されるのが自然で適切な対象であると映らなければならない。

「神々は、憤つてもならず、傷つけてもならない」とは、古代哲学の各流派いずれもが認める一般的格率でした。そこでの「憤る」という意味が、乱暴で見境なく厄介をかけ、人の心をしきりに動転・狼狽させることだとすれば、また、「傷つける」という意味が、手当たりしだいに危害を加え、適切さや正義を顧みないことだとすれば、そんな浅薄さは疑いもなく、神々しい完璧さにはふさわしくありません。他方、この格率の意味が、「悪徳は、神とあがめられる存在の目に、それ自体を理由にして忌々しい・嫌いだという感情の対象とは映らず、また、それ自体を理由にして処罰されるのがふさわしく正しい対象とは映らない」ということだとすれば、この格率を真理であるとたやすく認めることなど決してできません。

わたしたちの自然な感情に問い合わせるならば、わたしたちはややもすると、「神の神聖さを前にすれば、貧弱で不完全な人間の美徳は、およそねぎらいに値するなどと思われず、まして悪徳が処罰に値することは歴然としているのではなからうか」と不安になりがちです。人間は、果てしなく完全な存在の前にいざ進み出ようとすると、自分自身の功労、自分自身のふるまいの不完全な適切さにほんのわずかな自信しかもつことができず、自分の同類被造者の面前では、わが身を上位に置いていても正当だということが度々あるかもしれませんが、同類被造者が自分よりずっと不完全であることに照らし合わせ、わが人柄とふるまいを高く評価しても当然だということもよくあるかもしれませんが、しかし、人間がいざ無窮の創造主の面前に進み出ようとすると、事情はまったく違います。このような存在から見ると、卑小・貧弱な人間が敬意を払われ・ねぎらわれるのが適切な対象であるなどと、人間にはとても想像できません。

むしろ、自分が有罪とされた無数の義務違反のために、嫌悪の情をぶつけられ、処罰されるのが適切な対象に変わり果てていく、そんな様子を見たすく心にはだくことができます。自分のすがたはまこと悪質な虫けらとして映るにきまつている、と自分でも気づいているほどですから、そんな虫けらの上に神々しい怒りが止め処なく浴びせられてはならない理由など彼には見当たりません。彼がそれでもなお幸せを望むならば、自分には神の正義に訴えてそれを請求する資格はなく、神の恩寵にすがってそれを懇請しなければならぬと意識します。だからこそ、自分の過去のふるまいを思い浮か

セクシヨンⅢ 行為の功労または罪責について世人がいだく感情に、運命が及ぼす支配について

## 序 論

1 およそ行為に与えられるのがふさわしい賛辞や非難がどのようなものでありましようとも、その帰属先は以下の三つです。第一に、行為を生む内心の意図・心の動き、第二に、この心の動きが引き起こし、外部に現れた身体の行為・運動、第三に、身体の運動から実際に事実として生じた善い結果あるいは悪い結果です。以上の異なる三つのものは、行為の自然本性と行為にまつわる事情の全体を構成しており、行為に帰属するどんな資質の根底にも、上の三要素があるにちがいません。

2 「行為にまつわる上の三つの事情のうち最後の二つは、およそ賛辞や非難の根拠たりえない」ということは、言を重ねるまでもなく明らかであつて、異議を唱えた人は今までにいません。一点の落ち度もない行為とこの上ない非難に値する行為が、外部に現れた身体の行為・運動としてみれば、同一であるということはよくあります。鳥を撃つ人と人間を撃つ人では、両者とも、銃の引き金を引くという同一の外部運動を行っています。また、どんな行為であれ、そこから実際に事実として生じる結果が偶然であるならば、その結果は、身体の外部運動にもまして、ずっと賛辞や非難とは無関係です。結果は、行為者ではなく運によって決まるもので、およそ感情を人柄とふるまいに差し向ける根拠としては適切ではありません。

3 結果ゆえに責任を問われたり、結果しだいでなんらかの是認ないし否認に値すると判定されたりするのは、その結果が、とにかく何らかの仕方で意図されたものである場合に限られ、少なくとも、なにがしかの心地よい資質か心地悪い資質が、行動の動機・内心の意図に含まれることをうかがわせる結果でなければなりません。したがって、およそ行為に対して正当に与えられるどんな種類の賛辞・非難、是認・否認も、突き詰めれば、内心の意図・心の動き、つまり、もくろみの適切さ・不適切さ、あるいは、その恵み深さ・有害性に帰属しなければなりません。

4 この格率が上のように抽象的・一般的な用語で呈示されるとき、これに同意しない人はひとりもいません。そこに含まれる自明の理は、世の中全体から承認され、世人のあいだに反対する声はまったく上がりません。多様な行為から生じる結果は、偶発的であったり、意図とは違っていたり、予見を超えていたりしますが、その結果がどれほど多様であるとしても、その根元にあった意図・心の動きが、どれも等しく適切であり、どれも等しく恵み深いとすれば、あるいは逆に、どれも等しく不適切であり、どれも等しく他人の不幸を望むとすれば、その行為の功労あるいは罪責は依然として同じであり、行為者はいずれも等しく、感謝の念を注がれたり憤りをぶつけられたりするものが似つかわしい対象です。これは万人の認めるところです。

5 しかしです。この衡平を慮る格率が真実であることにわたしたちがどれほど深く納得しているように思われるとしても、それは、こんなふうな抽象的にこの格率を考える場合であって、個別具体的な事例を検討する段になると、行為から偶然に生じた実際の結果は、ずいぶん大きな効果をもち、行為の功労あるいは罪責についてはわたしたちがいまだ感情を左右し、ほとんどいつでも、功労と罪責の感覚を増幅したり縮減したりします。わたしたちの感情が上の準則によって完全に規律されている例は、検討してみれば、おそらく一つもないことがわかるでしょう。もとより、その準則がわたしたちの感情をくまなく規律すべきだとは、わたしたち皆の承認するところではありませんけれども。

べたときにいだけ、後悔・悲しみ・羞恥心・悔悟は、彼にふさわしい感情であり、これらの感情こそ、逆鱗に触れて当然であったと自覚する人がその怒りをなだめるために唯一残されている手段であると思われます。

彼はこれらの感情がそんな手段としてまったく効果がないのではないかという不安を自然にいだきます。彼の想像するところでは、自分の力では行うことのできない次元の、何か別のとりなし、何か別の犠牲、何か別の贖罪がともかくわが身のために行われなければ、神々しい純粋な正義とわが身の度重なる侵害行為とは折り合えません。

啓示が明らかにする教義は、自然が当初に先取りしていた上記の教義とあらゆる点で符合します。つまり、その教義は、わたしたち自身の美徳は不完全であってそれを頼むことがどんなに無理であるかということ、しからばすなわち、わたしたちの度重なる法律違反と道徳違反のために、きわめて強力なとりなしがすでになされ、また、その違反の代償としてこの上なくおぞましい贖罪がなされたこと、以上を教示します。

6 こうした感情の不規則な乱れについて、みんな感じてはいませんが、十分な自覚をもつ人はなく、また、だれも進んで認めようとはしないのですが、わたしはこれからこの問題の解明に取りかかります。以下では、第一に、この感情の不規則な乱れを引き起こす原因、つまり、自然がその不規則性を生み出す仕組みについて、第二に、この不規則な乱れが及ぼす支配の程度について、最後に、この不規則な乱れが役立つ目的、つまり、自然の創造主がこの感情の不規則性によって意図していたと思われる目的について考察します。

### 第一章 運命が及ぼすこの支配の諸原因について

1 苦痛と快楽をもたらす原因は、それが何であれ、またどのように働きかけてこようと、すべての動物に、あの二つの情念、感謝の念と憤りをすぐさま掻き立てる対象<sup>キ</sup>であるように思われます。

感謝と憤りの情念は、生命が宿る対象<sup>キ</sup>によって掻き立てられるばかりでなく、生命が宿らぬ対象<sup>キ</sup>によっても掻き立てられます。わたしたちは自分に傷を負わせた石に対してさえ、ほんの一瞬、腹を立てます。子供であればそれをぶち、犬であればそれに吠え立て、不機嫌な人はそれに向かつてすぐにののしろうとします。

たしかに、ほんのすこし思い直してみれば、この感情は矯正することができ、感情を持たないものは復讐心の対象としてはひどく不適切であるということにわたしたちはほどなく気づきます。しかし、その危害がひどく深刻なときは、その原因となった対象<sup>キ</sup>はわたしたちにとって終生不快なものになり、それを燃やしたり壊したりすることにわたしたちは喜びを感じます。偶然に友人を死なせる原因となった道具を扱うわたしたちの態度もまた、こんなふうでなければならず、この種の見当はずれな仕置きでその道具に八つ当たりすることを怠れば、わたしたちはある種の人でなしを働いた罪が自分にあると思ふことしきりでしょう。<sup>(19)</sup>

2 また同様に、生命の宿らぬ対象<sup>キ</sup>が大きな快楽を引き起こし、あるいは、頻繁に楽しませてくれる原因であつたら、それに対してわたしたちは一種の感謝の念をいただきます。

板切れにつかまっていたためにやつと遭難から生還できた水夫が、岸にたどり着くとすぐに、その板切れを薪にして暖をとるとすれば、彼は反自然的な行為の罪を犯したように思われます。わたしたちの予想では、むしろ水夫はそれをいささかなりとも大切な記念の品として大事に保存したいと願うだろうに、と思われるのです。かぎタバコ入れ、ペンナイフ、杖など長年使用している道具に対する愛着は年々募り、それに対していだけく感情は本当の親愛の情といつてよろしい。人はそんな道具を壊したり無くしたりすると、損失した価値とはまったく比べものにならないほどよくよします。

長年棲み慣れた家屋、長年その緑と木陰に親しんだ樹木は、恩人に与えられてしかるべき一種の尊敬の念をもって仰ぎ見られません。そんな家屋が老朽化し、樹木が枯死するとき、それによってわたしたちは何ら損害をこうむるわけではありませんが、一種の憂鬱な気分になります。古代人の考え出したドゥリュアス、ラーレスは、樹木と家屋の守護神の類であり、おそらくこんな民間伝承の作者たちがそれを最初に思いついたきっかけは、樹木や家屋に対するこの種の心の動きであり、樹木や家屋の周りに生命の宿るものが何もないとしたら、こんなに心を揺さぶられるのはつじつまが合わないと思われたのです。

3 しかし、どんなものであれ感謝あるいは憤りの適切な対象であるためには、それが快楽や苦痛の原因であるばかりでなく、それ自体も快楽や苦痛を感じる能力を備えていなければなりません。この後者の資質を欠いている場合、感謝と憤りの情念は、その対象に向かつて吐露されても満足することはありえません。

感謝と憤りの感情は、快楽や苦痛を引き起こした原因によって掻き立てられますが、しからば、感謝と憤りの感情が満足するためには、快楽や苦痛を引き起こした対象に、同じその感覚をお返しするという条件がそろわなければなりません。しかし、感受能力をまったく持たないものにこのお返しをしようとしても無駄なことです。

したがって、動物は、生命の宿らない対象に比べれば、感謝と憤りの対象としてはそれほど不適切であるとはいえません。噛みつく犬、角で傷つける雄牛はいずれも処罰の対象です。これらが人の死因となった場合には、公衆も、殺された人の縁者も、今度

(19) このような諸感情が裁判で生ずる効果については、L(A) ii: 118-20, (B) 118を見よ。

はその犬や雄牛が生命を奪われるのでなければ、満足しません。こうして動物を死刑にすることは、生きて暮らす者の安全を図るばかりでなく、死者の受けた権利侵害の仕返しをするという面がいささかなりともあるのです。<sup>(20)</sup>

これとは対照的に、『飼い主に対する猥褻行為が顕著であった動物は、とても生き生きとした感謝の念を注がれる対象になります。』『トルコのスパイ』には、海の入江を馬に乗って横断したスパイが、その後同様な冒険によってあの馬がほかのどれかに武勲を立てさせないように、馬を刺し殺したという話が出てきますが、わたしたちはこの軍人の残酷さに接して心が痛みます。<sup>(21)</sup>

4 しかしです。動物は、快楽や苦痛を引き起こす原因であるばかりか、快楽と苦痛を感じる能力を備えています。感謝の念を注がれたり憤りをぶつけられたりする対象として完全、完璧であるとまではとてもいえず、感謝や憤りの情念は、すっかり思いを遂げるには何かが欠けていると相変わらず感じます。

感謝の念がもつばら願うのは、今度はその恩人を喜ばせてあげたいということだけでなく、そのねぎらいを受けているのは自らが過去に行ったふるまいのためであることに気づかせ、自らのその行為を心地よく振り返らせ、自らが善行をほどこした相手はそれに値しない人物ではなかったのだと納得させることです。

わたしたちが恩人の魅力に釘付けになる最大の理由は、自分自身の人柄の価値とか、自分に与えられるのがふさわしい敬意といった、わたしたちにとっても大切な関心事について、恩人の感情とわたしたち自身の感情のあいだに協和が生まれるからです。わたしたちが自分に認める価値と同じ価値を認めてくれ、わたしたちが自分をほかの世人から区別するときの注意と違う注意を払ってわたしたちを他人から区別してくれる人がいるのを知り、わたしたちは甘美な思いをいただきます。このようにわたしたちを引き立ててくれる心地よい感情を恩人に大切に持ってもらおうというのが、恩人にわたしたちが思わず差し上げる返礼にこめられた主要な目的の一つなのです。

高潔無私の心は、感謝の催促ともいえる相手のしつこい要求に乗じて、新たな恩顧を恩人から無理やり引き出そうとする計算高い思惑をしばしば潔しとしません。しかし、恩人から払われる敬意を大切に守り、それを高めることは、どんなに偉大な心であっても、注意を払うに値しない関心事であるとは思いません。いやこれこそ、わたしが先に考察した事実の根底にあることです。す



なわち、わたしたちが恩人の動機に入りこんでゆけない場合、つまり、恩人のふるまいと人柄がわたしたちの是認に値しないと映る場合、恩人の献身がどんなに大きかったにせよ、わたしたちのいづく感謝の念はいつでも傍目にもわかるほど削がれます。わたしたちはこんな恩人によって他人から区別されても、自分が引き立てられているとはあまり思いませんし、まこと気弱で、まこと頼むに値しない支援者から扱われる敬意を大切に守ることは、それ自体として求めるに値しない目標であると思われます。

5 憤りが達成しようとする主たる目標に目を転じると、それは、敵対者に苦痛のお返しを味わわせるというよりも、むしろ、苦痛を味わうのは過去の自分のふるまいのせいであることに気づかせ、そのふるまいを後悔させ、自分が侵害した相手はそんなふうにと扱われるには値しない人物であったと悟らせることです。

わたしたちの権利を侵害したり、侮辱したりする相手にわたしたちが激高する主たる理由は、相手がわたしたちの価値を過小評価しているように思われること、相手がわたしたちを差し置いてわが身を理不尽に優先すること、相手が無定見な自己愛によって他人をいつでも自分の都合や気分犠牲にしてかまわないと想像するように思われること、以上です。

わたしたちがこうむる害悪の中でも、そんなふるまいの目も当てられない不適切さや、それに加担していると思われる唾棄すべき不遜・不正義ほど、しばしばわたしたちを愕然とさせ、いきり立たせるものはありません。こんな相手には、何が他人に与えられるのがふさわしいものかについて、もともとそんな感覚に立ち返らせてやり、彼がわたしたちに何を負い、その借りとして彼がわたしたちに返したのは不正行為だったことを悟らせてやらねばなりません。そしてこれこそ、多くの場合、わたしたちが仕返し

(20) L(A) II:119に「ユダヤ人の法には、角で傷を負わせた雄牛は死刑に処すという規定があった」とあり、この出典は Exodus 21: 28。これに対応するものとしてスミスは、イングランド法上の贖罪物にかかわる権利に説き及んでいるが、これは一八世紀になってもたまたま強制的に執行されていた。L(B) 188と比較参照の1111。

(21) *Letters writ by a Turkish Spy*, 8 vols. 1684-97, vol. iv. Book III, letter 10. 第一巻とおよそく後続の巻の著者は Giovanni Paolo Manna (1642-c. 93)。この作品は、新しいジャンルの原型になり、モンテスキューの *Letters persanes* (1721) もそれに含まれる。この作品は、フランス語で出版された部分と英語で出版された部分を持ち、一七七八年にはこれを引き継いだ作品がデフォー (1733) によって書かれた。

をするとき掲げる主たる目的であり、この目的を達成できなければ、仕返しはいつでも不完全なものに終わります。

敵がわたしたちの権利を何ら侵害していないと映る場合があります。つまり、敵は適切に行動しており、わたしたちだって相手の境遇に置かれたら同じ事をしたにちがいがなく、相手からすればわたしたちはその被害にことごとく値したのだということに気づいている場合です。そんなとき、率直さあるいは正義の光がほんの一条でも差すならば、わたしたちはいかなる憤りもいなくはできません。

6 したがって、いかなるモノであれ、感謝の念を注がれたり憤りをぶつけられたりする対象として欠けるところのない適切な対象たりうるには、以下に記す三つの異なる資格要件を備えていなければなりません。

第一に、そのモノは、感謝の対象となる場合には、快楽の原因であり、憤りの対象となる場合には、苦痛の原因でなければなりません。

第二に、そのモノは、快楽や苦痛を味わう能力をもっていなければならない。

第三に、そのモノは、快楽や苦痛を生み出したというばかりでなく、それを意図して生み出したのでなければならず、快楽を生み出した場合には是認される意図が、苦痛を生み出した場合には否認される意図が、その原因である。

およそ対象が感謝の念や憤りを掻き立てることができるのは、第一の資格要件によります。およそ対象が感謝の念や憤りを幾分かでも充足させることができるのは、第二の資格要件によります。第三の資格要件は、感謝の念や憤りを余すところなく充足させるのに不可欠ですが、それにとどまりません。この資格要件を備える対象がもたらす快楽や苦痛は、機微に富み格別なものですから、この要件は同時にまた、感謝の念や憤りを一段と掻き立てる加重原因です。

7 快楽をもたらすモノ、あるいは苦痛をもたらすモノ、いずれにしても、そういうモノは、ただそれだけで感謝の念や憤りを掻き立てる原因です。ここから以下のが帰結します。

およそ人のいだいた意図がどんなに適切で恵み深いとしても、意図したとおりに善い結果を生み出さなかった場合、また、その

意図がどんなに不適切で他人の不幸を望んでいるとしても、意図したとおりに悪しき結果を生み出さなかった場合、いずれの場合も感謝の念や憤りを掻き立てる三要件の第一のものが欠けています。それゆえ、善い結果を生じるに至らなかつた場合、その人には本来よりも弱い程度の感謝の念を注ぐのがふさわしいと思われ、また、悪しき結果を生じるに至らなかつた場合、その人には本来よりも弱い程度の憤りをぶつけるのがふさわしいと思われま

す。逆に、およそ人のいだいた意図になんら賞賛に値するほど他人の幸せを望む気持ちは含まれないのに、その人の行為が上々の善い結果を生み出すならば、また、その意図になんら非難に値するほどの害意は含まれないのに、その行為がひどく悪い結果を生み出すならば、いずれの場合にも感謝の念や憤りを掻き立てる三要件の第一のものがそなわっています。それゆえ、ややもすれば上々の善い結果を生み出した人に対しては、ともかくながしかの感謝の念が湧きがちであり、他方、ひどく悪い結果を生み出した人に対しては、ながしかの憤りが湧きがちです。前者の場合には、功勞の影が、後者の場合には、罪責の影が、その人に差すように思われます。要するに、行為の結果はひとつ残らず運命の帝国の支配下に置かれており、ここにこそ、功勞と罪責について世人のいづく諸感情に運命が及ぼす支配の源泉があるのです。

## 第二章 運命が及ぼすこの支配の程度について

1 運命が及ぼすこうした支配の効果は、二つあります。第一に、どんなに賞賛あるいは非難に値する意図から生じた行為であっても所期の結果を生み出さずに終わる場合、その行為の功勞あるいは罪責については罪責についてわたしたちがいづく感覚は減退する、ということです。第二に、行為がふだん考えもつかない快楽あるいは苦痛を偶然に引き起こす場合、その行為の功勞あるいは罪責についてわたしたちがいづく感覚は増幅して、その行為を生んだ動機・心の動きに与えられるべき適正な評価を超えてしまう、ということです。

2 I 運命の支配についてわたしの呈示する第一の命題。およそ人の意図するところが、どんなに適切で恵み深いとしても、ま

たそれとは対照的に、どんなに不適切で他人の不幸を望んでいるとしても、その意図が所期の結果を生み出さずに終わるとすれば、前者の場合にはその人の功労は完全でないと思われ、後者の場合にはその人の罪責は完結しないと思われる。

こんな感情の不規則な乱れは、およそ行為の結果によって直接心を揺さぶられる人たちに感じられるだけではありません。それは、公平な観察者にも、いささかなりとも感じられます。他人のために仕事の口を利用してやったが実際には不首尾に終わった場合、その斡旋者は友人とみなされ、愛慕と親愛の情に値すると思われます。しかし、ただ口利きをするだけでなく、仕事を届けてくれる人は、後援者・恩人としてひとときわ格別に待遇され、尊敬と感謝の念を受ける正当な資格を得ます。ややもするとわたしは、不首尾に終わった斡旋者に恩義のある人が、自分自身をその恩人と対等であると想像しても一理ある、と考えがちですが、一方、もし彼が、首尾よく就職させてくれた人には頭が上がらないと感じなければ、わたしたちは彼の感情に入り込んでゆくことはできません。

たしかに、「わたしたちのために献身しようと努力してくれた人にも、実際に献身してくれた人と同じように恩義を受けている」とふだん口では言います。わたしたちはそんな言い方を、この種の試みが不首尾に終わったときにはいつでも忘れず口にしますが、しかし、その他すべての社交辞令と同様、少し割り引いて理解しなければいけません。

たしかに、高潔無私の人ならば、不首尾に終わった友人に対していさか感情が、首尾よくやってくれた友人に対していさか感情とほとんど変わらないということは多いでしょう。要するに、高潔無私であればあるほど、そのふたつの感情は限りなく接近していくでしょう。真に高潔無私である人の場合、敬愛に値すると自分でも思っている相手から自らも慕われ・敬意を払われることこそ、最高の喜びをもたらし、それとあいまって最高の感謝の念を掻き立てるのであって、それに比べれば、そんな感情からおよそ期待できる利得など、うれしくもありません。ですから、彼らは、そんな利得を失うとき、失ったものは取るに足りない、一顧の価値もないという様子なのです。

しかし、それでもこの人たちが、とにかく何かを失うことに変わりはありません。ですから、彼らの喜び、それに引き続く感謝の念は、欠ける所なく完成するというわけではありません。すると同じ理屈で、不首尾に終わった友人と首尾よく成し遂げた友人を比べてみて、結果のほかはずべて事情が同じであるなら、どんなに気高く善良な心にも、首尾よく成し遂げた友人のほうに、わ

ずかながらも強い親愛の情が湧くでしょう。

それだけではありません。この点で世人はたいへん不当であつて、当初意図された恵みが手元に届くとしても、それが特定の恩人一人の手によらないとすると、「その恩人に与えられる感謝は、一人で恵みを届けた場合よりも少ないのが適正だ」と、ややもすると考えがちです。その理由は、どんなにその人が世にも善良な意図をもつていようと、せいぜいその恵みをもたらすのに少し手を貸すだけだろうと推測されるからです。この場合に世人がいだけ感謝の念は、世人に喜びをもたらすのに貢献したさまざまな人たちのあいだで分割されるため、そのうちの一名に与えられる分け前は、全体よりも少量であるのが適正であると思われるのです。「そんな人物の意図は疑いもなくわたしたちに献身することだったのだ」と人々がふだん口にするのをわたしたちは聞きますし、また、その人物がその目標のために自分の能力をあらんかぎり振り絞つたことをわたしたちは心から信じています。しかしそうでありながら、わたしたちは手元に届けられた恵みについてこの人物に恩義があるとは思いません。なぜなら、そのほかの人たちの協力がなかったとすれば、彼が手を尽くしたところでその恵みをもたらすことはけつてなかつたであろうと思われるからです。

この理由づけは、世人が彼に負う借りを割り引く根拠であり、公平な観察者の目にだつてそう映るにちがいないと、世人は想像します。恵みをもたらそうとして努力しながら不首尾に終わった本人にしても、自分が一肌脱いでやるつもりであつた相手から示される感謝の念が、成功していた場合のそれと同じ程度であることを当てにしているわけでは毛頭なく、また、相手に対する自身の功勞について、成功していた場合と同じ程度の感覚をいだくわけでは毛頭ありません。

3 不測の事態によつて結果を出さずに終わった才覚・能力の功勞ですら、いささかなりとも不完全であり、才覚・能力に所期の結果を生み出す力量があると信じてまつた疑わぬ人にとつてさえも、そのように思われます。

大臣の嫉妬に阻まれて、祖国の敵を圧する眼前の大きな手柄をあげられなかつた將軍は、その機を逸したことを生涯悔やみ続けます。彼が後悔するのは、国家公共のためを思つてばかりではありません。彼は、自分の目からみても他人の目からみても、その行為が妨害されなければ自分の人柄に新たな輝きをつけ加えたであろうに、と嘆くのです。事実、その企画・計画は何から何まで

彼の手になったのですし、また、その計画の実行に要する力量は、せいぜいその段取りをつけるのに必要な程度だったのです。つまり、彼はいかなる点でもその計画を実行しようと思えばできるあらゆる力をそなえており、もし彼が続行を許されていたとすれば成功間違いなしであったのです。けれども、こんな事実をつくづく思い返してみたいところで、本人もほかの人も満足しません。彼が計画を実行しなかったことに変わりはありません。たとえ彼は、豪胆で偉大な計画に与えられるのがふさわしい是認にことごとく値するとしても、それでもやはり、偉大な行為をやり遂げた場合にこそ認められる現実の功労はないのです。

およそ公共の重大事業をほとんど締めくくるところまで進めた人から、それを取り仕切る資格を奪うことは、憎たらしくてたまらない不正義です。この人はそこまで成し遂げたのだから、それを締めくくって完全な功労を手にするのを許されるべきだったとわたしたちは考えます。ポンペイウスに対しては、「彼は、ルクッルスが勝利したところにやってきて、他人の運勢と武勇に与えられるのがふさわしい栄冠をかっさらった」という異議が出されました。一方、ルクッルスは、そのふるまいと勇氣によって、ほとんどどんな能力の持ち主でもあと一押しすれば決着をつけられるところまで征服を成し遂げていましたが、それを仕上げることは許されませんでした。そのとき、彼の味方でさえも、彼の栄光は完全でないという意見があったようです。<sup>(22)</sup>

建築士にとって自分の設計図がまったく実行に移されなかったり、所定の建築物の効果を台無しにしてしまうほど変更が加えられたりすれば、無念でしょう。しかし、設計図は何から何までその建築士の手になるのです。優秀な鑑定者ならば、設計の段階でも施工の段階と同じように、建築士の天分をすべて見抜くでしょう。しかし、どんなに知性豊かな人にとっても、設計図の与える喜びが、気高く壮麗な建物の与える喜びと同じであるというわけにはいきません。そんな知性の人ならば、設計図にも実際の建物と同じだけ、建築士の審美眼と天分を見抜くかもしれません。しかし、効果という点では、設計図と建物ではやはり大きな開きがあり、設計図から汲み取られる感興は、建物によってときに掻き立てられる驚嘆・賞賛の足元にも及びません。

その才覚はカエサルやアレクサンダーよりも優れ、同じ境遇に置かれれば、ふたりの英雄よりも遥かに偉大な行為を成し遂げたことだろう——そんなふうにならわしたちが思う人物は多いかもしれません。しかし、今のところわたしたちが彼らを見つめる目は、この二人の英雄がいつの時代にもあらゆる国民から注がれてきた驚異と賞賛のまなざしではありません。心を冷静にして判断すれば、彼らはあの英雄たちよりも是認されるかもしませんが、心を眩ませ・有頂天にする偉大な行為の華々しさが彼らに

はありません。卓越した美德と才覚は、それを認定する人たちに對してさえも、卓越した実績と同じ効果を及ぼすわけではありません。

4 善事をなそうと試みて不首尾に終わった行為の功勞は、以上のとおり、善意に報いない世人の目には、それが失敗したせいで縮減するように思われます。しからば、悪事をなそうと試みて不首尾に終わった行為の罪責も、同様であると思われまゝ。犯罪をしかせうというもくろみは、それがどんなにはつきり立証されるにしても、実際の犯行に及んだ場合と同じように厳格に処罰されることはまずありません。

反逆罪はおそらく唯一の例外です。<sup>(23)</sup> 反逆罪は政府の存在そのものを直接揺さぶりますから、政府はこの犯罪に對し、ほかのどんな犯罪にもまして自然に疑い深くなります。主権者は、反逆罪を処罰するとき、わが身に直接加えられる権利侵害に憤りをぶつけますが、ほかの犯罪を処罰するときは、他人に加えられる権利侵害に憤りをぶつけます。反逆罪にぶつけられるのは、主権者がひたる彼自身の憤りであり、そのほかの犯罪にぶつけられるのは、主権者が共感によって入り込んでゆく臣民の憤りです。ですから、反逆罪の場合、主権者は、自分自身の訴訟で判決を下すので、ややもするとその処罰は、公平な観察者が是認しうるよりも横暴で血なまぐさくなるくらいが強いのです。さらに、反逆罪の場合、主権者の憤りは、わりあい些細な機会でも湧き、ほかの場合とはちがって、必ずしも犯罪の凶行を待つことなく、また、未遂さえ待つことなく湧き上がります。反逆を申し合わせることは、それがなんら行動に移されなくとも、また、それに続く着手にさえ至らなくとも、いやそれどころか、反逆を語り合うだけなのにそれさえも、多くの国々では、反逆が現に実行される場合と同様に処罰されます。

(22) 紀元前一世紀の前半、ローマは小アジアを支配しようとして懸命であったが、その最も手ごわい敵、ポントゥスの王ミトリダテスは、結局、紀元前七四年から六六年の間にルクッルス Lucius Licinius Lucullus (c. 114-57 BC) に敗れた。しかし、ルクッルスは自分の軍隊が反乱を起こしたためにその仕事をやり遂げるのができませんでした。指揮権はポンペイウスに掌握された。スミスはブルタルコスの *Parallel Lives*, Lucullus, 39-6 を参照しているようである。

(23) *LJ(A)* v. 61-2, (B) 80 と比較参照のこと。反逆罪について以下で述べられる諸点は、臣民に對する主権者の権限を多岐にわたって論じる箇所 *LJ(A)* v. 54-86, (B) 78-86 によって補充されるべきである。

反逆罪以外の犯罪については、単なる計画にとどまり、まったく着手されなければ、処罰されることはまず皆無であり、処罰されるとしても厳罰ではけつしてありません。たしかに、犯罪の計画と犯罪の実行とは、かならずしも同じ程度の墮落を前提にするわけではないといつてよく、したがって、同じ罰に処してはなりません。わたしたちは、その気になれば多くの犯罪を決意することができ、また、それを執行する手段を講じることさえできますが、いざというときになって自分には到底できないと感じられる、というのはそのとおりでしょう。しかし、こんな理屈は、その計画が着手の間際までずっと腹の中にあつたときには通用しません。

しかしながら、敵に向けて拳銃を発射した目的をはずした人を死刑に処する法律をもつ国はほとんどありません。スコットランドの古法によれば、暗殺者が標的の人物に怪我を負わせても、その人物が一定期間内に死亡しないときは、加害者は極刑によつて責任を取るようにはなつていません。しかし、この犯罪に対して世人にこみ上げる憤りはずいぶん激しく、この罪を犯そうと思えばそうすることができるといふことを身をもって示した人物に対する世人の怯えはとても大きいので、純然たる未遂であつてもこの犯罪の場合にはどの国も極刑にしなければなりません。

わりあい軽い犯罪の未遂は、ほとんどいつでもずいぶん軽く処罰され、まったく処罰されないこともあります。こそ泥が隣人のポケットに手を入れたがそこから物を取り出す前に手を押さえられた場合、彼が受ける処罰は醜聞にとどまります。こそ泥が悠々とハンカチを抜き取つたとすれば、死刑にされたでしょう。家屋侵入者が、隣人の窓にはしごをかけ、中に入る前につかつた場合、死刑に処せられることはありません。強姦未遂は強姦罪と同じ処罰ではありません。既婚婦人への誘惑は厳しい処罰を受けませんが、未遂の場合は不処罰です。

害悪を加えようとして未遂に終わった人にわたしたちがいくら憤りは、まずそんなに強くはないので、実際の犯行に及んでいたら科すのがふさわしいと思われた罰と同じものを未遂犯に科すことに、憤りは承知してくれません。未遂の場合、被害に遭わずにすんだ欲びが、彼のふるまいにわたしたちがいくら陰惨な感じを軽減し、一方、既遂の場合、わたしたちの非運からくる悲痛が、その陰惨な感じを増幅します。

しかし、未遂の場合でも既遂の場合でも、加害者はその意図においては等しく罪を犯していたのですから、加害者の本当の罪責は、疑いもなく同一です。したがって、この点から見ると、すべての人間の感情には不規則な乱れがあり、また、結果如何で規律



が緩和されるということが、どんなに文明化された人民の法にも、どんなに野蛮な人民の法にも、すべての国民の法に見られるとわたしは思います。文明化された人民は、その自然な憤りが犯罪の結果によって拍車をかけられないときにはいつだって、持ち前の情け深さゆえに思わず法の適用を免除しよう、罰を減輕しようという気になります。一方、野蛮な人民は、およそ行為からいかなる現実の結果も生じないときには、その行為の動機についてあまり神経を尖らせたり詮索したりする気にはならないものです。

5 情念に突き動かされたり、悪い仲間に影響されたりして、なにがしかの犯罪をしでかそうと決意し、またおそろく、そのための手段を講じたけれども、好運にも、不測の事態に阻まれて犯罪に手を染めないですんだとき、この人に良心のかけらが少しでも残っているならば、自分でもこの出来事を終生、特筆すべき重大な意義をもつ救出とみなすにちがいありません。彼はこの出来事を思い出すときにはいつだって天に感謝のことはを返さずにはいられません。なにしろ、彼がいよいよ身を罪に投じようとしていた矢先、ありがたくも天はあんなふうに快くそこから救い出してくれ、以後の全生涯を、戦慄・悔恨・ざんげ一色に塗り変えることを思いとどまらせてくれたのですから。

しかしです。彼の手に落ち度はないが、心は、あんなに堅く決意したことを実行したも同然であり有罪である、と彼は意識しています。反面、犯罪は実行されなかったのだと考えると、彼の良心はたいへん楽になります。もとより、彼は、こうした犯罪の中止がなんら自分の美德によるものではないことを知っています。それでもやはり、彼は、実行していた場合と比べれば、そんなに自分は処罰と憤りに値しないのだと考え、結局は、この良き運勢が、有罪の感覚をことごとく減輕し、あるいはすっかり取り除くのです。

自分がどんなに固く犯行を決意していたのかを想起することは、犯罪者にならずにすんだのはすごいこと、奇跡的だという思いをますます募らせる効果しかもちません。というのも、この人は、相変わず夢見心地で犯罪者にならずにすんだと思ひ、心の平安を失う危険に直面していたことを振り返って、まるで絶壁から落ちる危険を安全な場所です時折思い出してはその情景にぞっとして身震いする人のように、怯えているからです。

6 II 運命が及ぼすこの支配から、第二の効果が生じます。それは、行為からふだん考えもつかない快樂または苦痛が偶然発生するとき、その行為の功労または罪責についてわたしたちがいだく感覚は増幅して、その行為を生んだ動機・心の動きに与えられるべき適正な評価を超えてしまう、というものです。その行為から心地よい結果または心地悪い結果が生じるせいで、功労の影または罪責の影が行為者に差すことはよくあります。もとより、行為者の意図には、なんら賛辞や非難に値するところはありませんし、あるとしてもその程度は、わたしたちがややもすると呈しがちな賛辞や非難には及ばないものです。

たとえば、凶報の伝令でさえ、わたしたちには不快であり、逆に、吉報の伝令には一種の感謝の念をいただきます。一瞬のあいだですが、わたしたちは、凶報の伝令のことを悪しき運勢をもたらした張本人、吉報の伝令のことを良き運勢をもたらした張本人とみなし、伝令は単なる報告者にすぎないのに、まるで本当に彼らが凶事や吉事を引き起こしたかのように、いささかなりとも考えます。

わたしたちに歎びを一番初めにもたらす者が、つかの間の感謝の念を注がれる対象であるのは、自然のなりゆきです。つまり、わたしたちはその人を温かく親愛の情をこめて抱擁し、わたしたちは順境のただなかにあつて、彼がともかく重大な献身をしてくれたことを喜んでねぎらいたいと思うにちがいません。各国の宮廷の慣習では、戦勝の知らせを届ける将官は相当な昇進をする資格を手に入れますが、將軍はいつだって自分が特に目をかけている部下のひとりを選んで、まこと心地よい使者の旅に赴かせるのです。

逆に、わたしたちに悲しみを一番初めにもたらす者が、つかの間の憤りをぶつけられる対象であるのも、まさしく自然のなりゆきです。わたしたちはこの者を口惜しく不安な気持ちで見つめないではいられません。礼儀知らずで粗暴な人は、ややもすると彼がもってきた機密情報に腹を立てこの人をしかりとばすさらいがあります。アルメニアの王ティグラネスは、手ごわい敵の接近の第一報を届けた者を打ち首にしました。<sup>24)</sup>

凶報の伝令をこんなふうに処罰することは、野蠻・人でなしのように思われます。それなのに、吉報の伝令をねぎらうことはわたしたちには不快とは感じられず、その伝令は王の褒美にあずかるのにふさわしいと思います。しかし、凶報の伝令に落ち度がなく処罰する理由はないとすれば、吉報の伝令にも功労がなくねぎらう理由はないのです。では、わたしたちがこんな区別をするの

はなぜでしょうか。それは、むつみあい他人の幸せを望む心の動きが発現しようとするとき、これを正当化する理由は、どんなたぐいのものでも十分であると思われるのに、他方、いがみあい他人の不幸を望む心の動きが発現しようとするとき、これにわたしたちを入り込んでゆかせる理由は、きわめて堅牢で実質的なものでなければならぬからです。<sup>(25)</sup>

7 しかしです。一般にわたしたちは、いがみあい他人の不幸を望む心の動きに入りこんでゆくのをいやだと思いませんし、また、「いがみあい他人の不幸を望む心の動きが成就するのをわたしたちは決して是認してはならない。ただし、そんな心の動きをぶつけられる人が、害を加える不正な意図のせいで、その適切な対象になる場合はこの限りではない。」ということ為準則として明記します。

それにもかかわらず、わたしたちは、この準則の厳格な適用をゆるめる場合があります。ある人が過失によって意図しない損害を他人に与えてしまったとき、概してわたしたちは被害者の憤りにとても深く入り込んでいきます。ですから、被害者が加害者に加える罰は、侵害行為からそんな不運な結果が生じなかつた場合にふさわしいと映る罰よりずっと重いのに、わたしたちはそんな処罰を是認します。

8 過失のなかには、だれにも損害を与えてはいないがともかくながしかの懲戒に値すると映る程度のものがあります。たとえば、人が大きな石を堀越しに公道のほうに放り投げ、しかもそこに通行人がいるかもしれないのになんら警告せず、また、その石がどのあたりに落ちるかといったことも顧みないとすれば、その人がながしかの懲戒に値することは疑う余地がありません。とても綿密に調べ上げる官憲であれば、まこと無定見なそんな行為について、それがなんら害悪をもたらさなかつたとしても処罰するでしょう。

(24) Tigranes は紀元前九四年頃からアルメニア王であり、ミトリダテス（前掲注22を見よ）の同盟者。ここでいう敵とはルクツルスのこと。プルタルコス *Parallel Lives*, Lucullus, 25.

(25) I. ii. 3-4 比較参照シム。

この過失について有罪となった人の罪状は、他人の幸福と安全に対して傲慢な侮辱を示したというものです。彼のふるまいには現実の不正義があります。彼は、まともな感覚の持ち主ならだれだつてわが身をさらそうなどとは思わない危険に、みだりに隣人をさらすのであつて、同類被害者に与えられるのがふさわしいものについて何らの感覚も持たないことが明らかですけれども、この感覚こそ、正義の基礎、社会の土台なのです。

ですから、重大な過失は、法律上、加害の意図とほとんど同等であるといわれます。<sup>(b)(26)</sup> およそこのような不注意から不運な結果が生じる場合、この過失について有罪とされた人物が、まるでそんな結果を実際に意図していたかのように処罰されることはよくあります。彼のふるまいは、思慮を欠き・傲慢であつたにすぎず、なにがしかの懲戒に値するものではありませんが、「不運な結果が生じると」いまやそれは、陰惨であり、きわめて厳しい処罰に服する責任を生ずるとみなされます。たとえば、上のように目先が利かない不注意な行為によつて偶然に人を殺すならば、その人は多くの国の法律、とりわけスコットランドの古法では、死刑に服さねばなりません。<sup>(27)</sup>

ところで、これはたしかに厳しすぎる処断ですが、わたしたちの自然な感情とまったく矛盾するわけではありません。わたしたちは不運な被害者に共感することによつて、彼の愚かしく・人でなしのふるまいに対して正当な怒りを胸に沸き立たせません。

しかし、怪我人はなかつたが不注意にも石を公道に放り投げたという理由だけで罪人を処刑台に引つ立てるとすれば、これほどわたしたちの自然な平衡感覚を傷つけると映ることはありません。もとより、彼のふるまいの愚かしさ・人でなしは、怪我人が出なくても同じですが、それにもかかわらず、わたしたちの感情はずいぶん違うでしょう。こんな感情の違いを考慮すると、「怒りは、観察者のそれでさえ、ややもすると行為の現実の結果によつてどんなに高ぶりがちであることか」とわたしたちは感心して納得するかもしれません。わたしの誤解でなければ、被害をともなう重大な過失の事件では、ほとんどすべての国民の法は、とても厳格に処断しているだろうと思いますが、他方、被害をともなわない同種の事件では、一般に規律はずいぶん緩和されており、それはすでにわたしが考察したとおりです [II.iii.2.4 参照]。

9 過失のなかには、なんら不正義を含まない程度のももあります。そんな過失について有罪である人は、隣人に対してわが身

への対処と同等の対処をしており、だれにも危害を加える意図をもたず、他人の安全と幸福に徹岸な侮辱をいだいているわけでは毛頭ありません。

しかし、この人の罪状は、そのふるまいに際して本来そうすべきほどには注意深くも用意周到でもなく、その点ではともかくある程度の非難と譴責に値するが、いかなる処罰にも値することはない、というものです。けれども、この種の過失<sup>(c)</sup>によって他人になんらかの損害を与える場合には、加害者はそれを賠償する義務を負わされるのであって、すべての国の法律ではそうなっているとわたしは思います。

ところで、この賠償が実際上の処罰であることはたしかであり、それは、彼のふるまいに起因する不運な事故がもしも発生しなかつたとすれば、彼に加えようなどとはおよそ血が通う人間であれば考えつかなくつた処断なのですが、しかし、法律がこのように取り決めていることは、人類すべての自然な感情によつて是認されます。人は他人の不注意によつて苦しむべきではないということ、また、非難に値する過失によつて引き起こされた損害はその過失について有罪であつた人物により賠償されなければならないということ、これら以上に正当なことではないとわたしは思います。

10 過失のなかには、また別の種類のものがあります。<sup>(d)</sup>それは、「わたしたちの行為から生じる可能性があるすべての結果につい

(a) *Lata culpa prope dolum est.*

(26) スミスは *Digest*, XVII. 1. 29 pr. から引用している。六世紀の皇帝ユスティニアヌスのローマ法の法典では過失について複数の程度が使用されているが、スミスが以下で導入する整然と三つに分けられた過失の程度 (*culpa lata, culpa levis, culpa levisima*) は、ローマ市民法の中世の註釈学者による精緻な作業を待って初めて成立した。しかし、この三分区は近代初期の法思想に見られる定石であり、自然法学で用いられていた。L(A) ii. 78 & 88-9; Thomas Reid, *Practical Ethics* (Princeton, NJ, 1990) pp. 167, 359-60 および *ibid.* 引用される典拠と比較参照のこと。

(27) L(A) ii. 112, (B) 187 と比較参照のこと。

(c) *Culpa levis.*

(d) *Culpa levisima.*

て、この上もなく執拗に小心翼々・用意周到ではなかった」という、このたったひとつの条件があるときに成立する過失です。このように神経をすり減らす気遣いを欠いていても、悪い結果がそこから生じなければ、非難に値するとみなされないどころか、逆にそのように気遣う資質が、むしろ非難に値すると考えられます。その小心翼々とした用意周到さは、万事について危惧するのであって、美德とは決して考えられず、むしろ、これほど活動と仕事に必要な能力をそぐ資質もないと考えられるのです。

しかし、この過剰な注意をしなかったせいで、たまたま他人に損害を与えてしまうならば、加害者が法律によって賠償の義務を負わされることはよくあります。たとえば、アキレイア法によれば、馬が突発的状況に驚き、これを制御できなかった人が、思いがけなく隣人の奴隷を轢いてしまった場合、この人は損害を賠償する義務を負わされます<sup>(28)</sup>。この種の偶発事故が起こるとき、ややもするとわたしたちは、彼はそんな馬に乗るべきではなかったと考え、彼があえてそうしたのは許されない軽率であったとみなしがちです。もとより、この事故が起こらなければ、わたしたちは加害者の行為をそのように思い返すことはしなかったでしょうし、そればかりか、そんな馬に乗ることを拒否したことを指して、臆病風に吹かれて弱腰になったとか、気にしてもしかたのないことをただ起こる可能性があるというだけで取り越し苦労していると考えたでしょう。

この種の偶発事故であっても、それがもとで思いがけなく他人を傷つけてしまった人自身、その相手のことを思っただけで自分は懲罰に値するという感覚をなにごしきいだいてるように思われます。彼は、自然に、被害者のもとに駆け寄り、被害者に起こったことについて自分の憂慮を表明し、できる限りのことはさせてもらおうと申し出ます。彼がおよそ細やかな神経の持ち主であれば、かならず損害を賠償したいと切望し、ややもすると被害者の胸に湧きがちな擻猛な憤りを察知して、それをなだめるために手を尽くしたいと願うでしょう。

謝罪をしないこと、贖罪を申し出ないことはとんでもなく野蛮なことだとみなされます。しかし、なぜ他の人ではなく、彼が謝罪をしなければならぬのでしょうか。落ち度はなかったという点で彼とはかの見物人のあいだに分け隔てはないのに、なぜ彼は、世人すべてのなかからこうして選び出されて、他人の不運に対して賠償しなければならぬのでしょうか。被害者の憤りは不当であると考えられてよいのに、公平な観察者でさえも、ともかくながしかその憤りにひたっているからこそ、きつとこの負担は彼に押し付けられるのです。

### 第三章 感情のこうした不規則な乱れの目的因について

1 行為から生じる善き結果・悪しき結果は、実行者の感情および他人の感情に、上述の効果を及ぼします。こんなふうに、運命の女神は、現世を支配し、わたしたちが彼女の支配をつゆほども認めたくない場合でも何ほどかの影響力をもち、世人が自他の人柄やふるまいについていささかなりとも指揮します。

「世の中は、行動計画ではなく結末によって判断する」とはいつの時代にも言われてきた苦情ですし、美徳に冷や水を浴びせる物言いです。「結末は、行為者の意向に左右されないのだから、行為者のふるまいの功労や適切さについてわたしたちがいささか感情を支配すべきでない」。この一般的格率にはだれしも同意します。しかし、わたしたちは、個々の事例を処理する段になると、自分の感情がこの衡平を慮る格率の指揮するところにびったり適合する例はひとつもないことを思い知ります。

およそ行為から生じる幸福な結末や不幸な結末は、ややもするとその行為を導いた予見注意力の優劣の評価を左右しがちであるばかりか、その行動計画についてわたしたちのいささか感謝の念と憤り、功労と罪責の感覚をほとんどいつでも過剰に高ぶらせます。

2 しかし、自然は、こうした感情の不規則な乱れを起こす種子を人間の胸裏に植え付けたとき、ほかのすべての場合にも見られるとおり、人類の幸福と完成を意図していたと思われまます。

害意に満ちたもくろみ、他人の不幸を望む心の動きが、もしもそれだけで、わたしたちの憤りを掻き立てる原因であるとするほどなることでしょうか。そんなもくろみや心の動きが、およそ行為となつて姿を現さなかったとしても、それを胸の奥に隠し持っているのではないか、そうであるにちがいないと思われる人物に対して、わたしたちは仮借ない激烈な憤りを感じるのでしよう。

すると、感情・思想・意図は、処罰の対象になるでしょう。つまり、もしこれらに対しても、行為同様に、世人の怒りが強くこみ上げるとすれば、また、思想がなんら行為を生み出さなかったのに、世人の目には、思想の邪悪さが、行為の邪悪さ同様に、声

(8) Justinian, *Institutes*, IV. iii. 8 と比較参照(7)を。

高に仕置きを要求すると思われるならば、あらゆる司法裁判所は正真正銘の異端審問所になるでしょう。一点の落ち度もなく、きわめて用意周到なふるまいも、けつして安全を保障されないでしょう。邪悪な欲望・邪悪な見方・邪悪なもくろみをもっているのではないかと、飽くなき嫌疑をかけられるおそれがあり、これらが、悪しきふるまい同様に怒りを掻き立てるかたわら、悪しき意図が、悪しき行為とまったく同様に憤りをぶつけられるというからには、その人は、自分の行為にかぎらず内心の邪悪さを理由に、処罰され・憤りをぶつけられる危険にさらされるでしょう。

ですから、自然の創造主の計らいによって、人間から処罰を受けてその憤りをぶつけられるのが適切で是認される唯一の対象は、現実の害悪を生み出す行為か、それを生み出そうと着手する行為であって、しかもそれと相まち、わたしたちをその害悪の恐怖にすかさず陥れる行為にかぎられています。もとより、冷静な理性に照らせば、感情・もくろみ・心の動きこそ、人間の行為がその功労または罪責の全部を引き出す根拠ですけれども、心に住まう偉大な裁判官の計らいによって、感情・もくろみ・心の動きは、人間が司るどんな裁判管轄権も及ばないところに置かれ、彼自身が司る無謬の審判所の管轄権に服するべく留保されているのです [III. 2. 32 参照]。

したがって、「現世で人間が処罰に服する責任は、行為だけによって生ずるのであって、もくろみと意図によって生ずることはない」という司法上なくてはならない準則の根底には、「功労または罪責について人間の感情はこんなふう健全で有益な不規則を生ずる」という事実があります。この不規則な乱れは、初見では、まことに不合理で説明がつかないように映ります。しかし、自然の各部分は、注意深く調べてみると、分け隔てなく自然の創造主の摂理が働いていることを証明しており、人間の浅薄さと愚かさのなかにさえも、わたしたちは神の知恵と善良さを認めてこれを賛美します<sup>(29)</sup>。

3 着手したが成就しなかった献身的行為の功労が不完全なものに映り、また、それ以上に、純然たる善良な性分・親切な意向の功労が不完全なものに映るのは、上述した感情の不規則な乱れによりますが、この不規則性は、まったく何の役にも立っていないというわけではありません。

人間が造られた目的は、行動を起こし、その能力を発揮して自他を取り巻く物質的条件に働きかけ、万人の幸福にとってきわめ



て好ましいと思える変化を模索することです。人間は、心の中で世の中に順境が訪れてほしいと願うからといって、働きもせず他人の幸福を望むことに満足してはならないし、自分のことを世人の味方であると夢想してもなりません。人間が全身全霊を奮い起こし・全神経を集中させ、自分が創造されたときに推進するよう計らわれた諸成果を生み出すことができるように、自然は、「実際にその成果を生み出していないならば、当人も世人もそのふるまいにすっかり満足することはできないし、そのふるまいに満場の喝采を献じることができない」と教示しました。

善良な意図をほめてもらっても、善行を施したという功労を欠くならば、その賛辞はほんのわずかな効果しかなく、この上なくにぎやかな世間の歓呼、いな、この上なく高らかなわが胸の喝采すら掻き立てることはありえないと、人は思い知らされます。何一つ重要なことをしないで、その語らう様子や物腰全体がやたら正々堂々とし・やたら気高く・やたら高潔無私の感情を表に出す人は、たとえ役立てなかつた理由が献身の機会に恵まれなかつただけだとしても、あまり上等なねぎらいを要求する資格はありません。わたしたちは相変わらず彼に上等なねぎらいを拒絶し、それでいて非難されることはありません。わたしたちは相変わらず彼に尋ねることができません。「あなたは何をしましたのですか。ずいぶんと高級な見返りを要求するだけのどんな献身を実際あなたはやり遂げることができましたか。わたしたちはあなたに敬意をもちますが、あなたのお世話には全然なっていないんです。」

ただ献身の機会に恵まれないという理由で役立てないまま潜在する美德をねぎらうこと、この美德がある程度は受けるに値すると言えても適切には主張できなかつたはずの名誉や昇進を授けることは、たしかに、他人の幸せをこよなく望む神々しい心のなせる業です。逆に、犯罪行為はなんらなされていない場合に胸裏の心の動きだけを理由として処罰することは、彼岸・野蛮な専制のさわみです。他人の幸せを望む心の動きは、表立って現れないことがほとんど犯罪になるという時点までに腰を上げれば、上々の賛辞に値するよう思われます。逆に、他人の不幸を望む心の動きは、「待っていれば」ほどなくうごめき・這い出し・勇み足になるものです。

(62) VI. iii. 30 を比較参照のこと。

4 意図なく加えられた害悪は、加害者にも被害者にも非運であるのみなされなければならない——これは、実に意義深いことで。このことを通じて人間は、「同胞市民の幸福に畏敬の念を注がねばならない」、「知らず知らずのうちにさえ加害行為を働いておりはすまいかと、戦々恐々としていなければならない」、「故意でなくても同胞市民の災厄を引き起こす不幸の道具となるときには、獐猛な憤りが爆発し・いまにも自分にも自分におつつけられると感じて怯えなければならない」と教わります。

古代の異教徒の宗教では、神のために聖別されていた神聖な土地は、蔽蕪かつやむをえない時を除いて足を踏み入れてはならないとされ、そこに侵入する者は、知らずにそうした場合でも、その瞬間からけがれた身の上となり、適切な贖罪がなされるまでは、その土地を捧げられていた強力で見えざる存在の仕置きを招きました。<sup>(30)</sup>

しからば、同様なしかたで、落ち度のないすべての人の幸福は、自然の知恵によって、神聖なもの・聖別されたもの・防壁で囲まれて本人以外の人たちを寄せつけないものと定められています。ですから、人がそこにみだりに足を踏み入れ、全然そうとは知らず思いがけなくも侵害するときでさえ、そんな意図せざる侵害の大きさに比例して、その幸福は必ずしかるべき罪滅ぼし・贖罪を要求します。

情け深い人が偶然、しかも非難に値する過失はひとつもないのに、他人の死の原因になった場合、有罪とは感じませんが、けがれた身の上であると感じます。彼は生涯を通じ、この偶発事故を自分に降りかかる可能性のあった最大の非運に数えます。亡くなった被害者の家族が貧しく、一方、自分自身はまずまずの暮らしをしていれば、彼は、すぐさまその家族を庇護し、その家族には他なんの功勞もないが、万般にわたって好意と親切を受ける資格があると考えます。もしその家族がもつと恵まれた暮らしをしていれば、彼はひたすら平身低頭の態度で悲しみのことを尽くし、自分が提案でき相手が受諾する善行をことごとく家族に施して、起こってしまった事に対して贖罪しようと努力します。つまり、彼が相手の家族に加えてしまった侵害は思いがけなくも生じた結果であるとはいえ重大であり、これに対して家族がいなく憤りが不当きまわまることは確かであるが、おそらく自然に湧くものであつて、彼はこの憤りを手を尽くして宥める努力をするわけです。

5 それと知りつつ故意におこなっていたとすれば、徹底的な叱責にさらされて当然だったことを、偶然しかず羽目になってし

まった人に落ち度はありません。こんな人が味わう辛酸は、古代の演劇でも当世の演劇でも、とびきりみやびやかで興味の尽きない場面をつむぎ出してきました。ギリシャの演劇舞台上でオイディプスとイオカスタが味わう辛酸、イングランドの演劇舞台上でモミアアとイザベラが味わう辛酸、そのすべてを織りなすのは、妙な言い方ですが、本当は有罪ではないのに誤ってそのように受け取られている感覚です。<sup>(31)</sup> 彼らは皆、この上なくけがれた身の上ですが、もとより、だれひとり有罪のかけらもありません。

6 しかしです。人が不運にも、意図していなかった悪事を起こしたり、意図していた善事を果たせなかったりする場合、上のように感情はことごとく不規則な乱れを生ずるように見えますが、それにもかかわらず、自然は、落ち度のない当人をなぐさめもせずに、また、彼の美徳をねぎらいもせずに放置してはおきませんでした。

彼はそんなとき、あの正義と衡平を慮る格率、「わたしたちのふるまいによって決まらない結末は、わたしたちに与えられるのがふさわしい敬意を減じてはならない」に、助けを求めます。彼は全霊をふりしぼって豪胆で不撓不屈たらんとし、現在の自分を映し出している光ではなく、本来の自分を映し出すべき光に照らして、懸命にわが姿を見つめようとします。そのとき、もし高潔無私のもくろみが成功して有終の美を飾っていたと仮定するならば、過日の・あるべきだった自分の姿が映し出されるでしょう、もし世人の感情がことごとく率直で衡平を慮るか、そこまでいかなくとも節操を守って少しもぶれないと仮定するならば、もくろみが失敗したにもかかわらず、現時点の・あるべき自分の姿が厳然として映し出されるでしょう。

わりあい率直で情け深い世人ならば、彼が内心の評定でこんなふうに関心自身を支持する努力に、すつかり歩調を合わせます。

(30) ラテン語の *Poenitentia* は、神と崇められる存在に加えられた侵害行為を贖罪する手段、つまり、犠牲的行為を意味し、それが英語に移し変えられると、贖罪をしなくてはならない理由である侵害行為という意味にも転用され、したがって、侵害行為をした者は *penitent* なのである。この用語はすぐにキリスト教に取り込まれた。

(31) Sophocles の *Oedipus Rex* では、オイディプスは自分の母とは知らぬまゝイオカスタと結婚した。Osway の *The Orphan* (cf. I.ii.2-3) では、モミアアは、自分の夫と思い込んで義理の兄弟と同衾した。Thomas Southerne の *The Fatal Marriage, or The Innocent Adultery* (1694) では、イザベラは自分の夫は死んだものと思い込んで再婚した。

彼らは、人間の自然本性のこの不規則な乱れを自力で矯正しようと高潔無私と立派な心をふりしほり、彼の豪胆が成功していたならば何もこうして高潔無私を發揮せずとも自然に思わずそれを顧みたはずの視点に立って、彼の不運な豪胆を見ようと努力します。

(やまもと・よういち 法学部教授)